現　　行	改　　定	適　　用
平成~~30~~年度版 北海道開発局 電気通信工事仕様書 北海道開発局事業振興部技術管理課	平成31年度版 北海道開発局 電気通信工事仕様書 北海道開発局事業振興部技術管理課	

現　　行	改　　定	適　　用
第１編　共通編 **１－１－１　適　用** **２．共通仕様書の適用** 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成 28 年 11 月 28 日改正政令第 360 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。	**２．共通仕様書の適用** 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成 30 年 6 月 6 日改正　政令第 183 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
27.工事写真 **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	**27.工事写真** **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成 29 年 1 月 30 日付け国技建管第 10 号）に基づき実施しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
34.工事関係書類 **工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**及び**工事完成図書**をいう。	**34.工事関係書類** **工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**及び**工事完成図書**をいう。 なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の適用について」内別添１「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙６に基づき工事関係書類を作成し、**提出**及び**提示**しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
１－１－５　コリンズ(CORINS)への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成しあらかじめ監督職員の**確認**・押印を受けたのちに、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録しなければならない。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に**提示**しなければならない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できる。	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、あらかじめ監督職員の**確認**・押印を受けたのちに、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映

現　　行	改　　定	適　　用
１－１－８　工事の着手 受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
１－１－８　施工体制台帳 **１.一般事項** 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 27 年 4 月 1 日付け北開局工管第 333 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。	**１.一般事項** 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 30 年 12 月 21 日付け北開局工管第 186 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
２.施工体系図 第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 27 年 4 月 1 日付け北開局工管第 333 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。	**２.施工体系図** 第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 30 年 12 月 21 日付け北開局工管第 186 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
１－１－１６　支給材料及び貸与物件 **１.一般事項** 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 **２.受払状況の記録** 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 **５.返還** 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従わなければならない。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	**１－１－１６　支給材料及び貸与品** **１.一般事項** 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 **２.受払状況の記録** 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 **５.返還** 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従わなければならない。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	道路・河川工事仕様書と整合 （貸与物件→貸与品；4箇所）
１－１－１８　建設副産物 **４.再生資源利用計画** 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。	**４.再生資源利用計画** 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
５.再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。	**５.再生資源利用促進計画** 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合

現　　行	改　　定	適　　用
7．建設副産物情報交換システム コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実施調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	**7．建設副産物情報交換システム** 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
１－１－２３　施工管理 **5.周辺への影響防止** 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	**5.周辺への影響防止** 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
8.記録及び関係書類 受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は**提示**しなければならない。 なお、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と**協議**の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	**8.記録及び関係書類** 受注者は、電気通信設備工事の施工管理及び規格値を定めた電気通信設備工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、電気通信設備工事写真管理基準（案）により電気通信設備工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は**提示**しなければならない。 なお、電気通信設備工事施工管理基準（案）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）に定められていない工種又は項目については、監督職員と**協議**の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	技術基準類の枚小訂正　5箇所
１－１－２６　工事中の安全確保 **1.安全指針等の遵守** 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年３月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年３月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	**1.安全指針等の遵守** 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 29 年３月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年３月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	最新の改正日に修正
13.安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（平成 27 年５月改正　法律第 17 号）第 30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従わなければならない。	**13.安全衛生協議会の設置** 監督職員が、労働安全衛生法（平成 30 年７月改正　法律第 78 号）第 30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映

現　　行	改　　定	適　　用
14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	**14.安全優先** 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版）改定の反映
１－１－２９　事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、**指示**する期日までに、工事事故**報告**書を**提出**しなければならない。	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が**指示**する期日までに、工事事故報告書を**提出**し、建設工事事故データベースシステムに工事事故に関する情報を登録する。	道路・河川工事仕様書（平成31年版）改定の反映
１－１－３０　環境対策 **６.排出ガス対策型建設機械** 受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月法律第 50 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	**６.排出ガス対策型建設機械** 受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	道路・河川工事仕様書と整合

現　　行	改　　定	適　　用
１－１－３２　交通安全管理 **４.交通安全法令の遵守** 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 28 年 7 月 15 日改正　内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長　国道・防災課長通知　平成 18 年 3 月 31 日　国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	**４.交通安全法令の遵守** 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 29 年 4 月 21 日改正　内閣府・国土交通省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長　国道・防災課長通知　平成 18 年 3 月 31 日　国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
12.通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正　政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 28 年 7 月 15 日改正 政令第 258 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 27 年 9 月 30 日改正 法律第 76 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	**12.通行許可** 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正　政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 30 年 1 月 4 日改正 政令第 1 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映
１－１－３４　諸法令の遵守 **１.諸法令の遵守** 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 （１）会計法　（平成 18 年 6 月改正　法律第 53 号） （２）建設業法　（平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号） （３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号） （４）労働基準法　（平成 27 年 5 月改正　法律第 31 号） （５）労働安全衛生法　（平成 27 年 5 月改正　法律第 17 号） （６）作業環境測定法　（平成 26 年 6 月改正　法律第 82 号） （７）じん肺法　（平成 26 年 6 月改正　法律第 82 号） （８）雇用保険法　（平成 28 年 6 月改正　法律第 63 号） （９）労働者災害補償保険法　（平成 27 年 5 月改正　法律第 17 号） （10）健康保険法　（平成 28 年 12 月改正　法律第 114 号） （11）中小企業退職金共済法　（平成 28 年 6 月改正　法律第 66 号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号） （13）出入国管理及び難民認定法　（平成 28 年 11 月改正　法律第 89 号） （14）道路法　（平成 28 年 3 月改正　法律第 19 号） （15）道路交通法　（平成 27 年 9 月改正　法律第 76 号）	**１.諸法令の遵守** 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 （１）会計法　（平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号） （２）建設業法　（平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号） （３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号） （４）労働基準法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （５）労働安全衛生法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 78 号） （６）作業環境測定法　（平成 29 年 5 月改正　法律第 41 号） （７）じん肺法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （８）雇用保険法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （９）労働者災害補償保険法　（平成 30 年 5 月改正　法律第 31 号） （10）健康保険法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 79 号） （11）中小企業退職金共済法　（平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （13）出入国管理及び難民認定法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （14）道路法　（平成 30 年 3 月改正　法律第 6 号） （15）道路交通法　（平成 30 年 6 月改正　法律第 41 号）	最新改正の反映

現　　行	改　　定	適　　用
(16) 道路運送法　(平成 28 年 12 月改正　法律第 106 号)	(16) 道路運送法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	最新改正の反映
(17) 道路運送車両法　(平成 28 年 11 月改正　法律第 86 号)	(17) 道路運送車両法　(平成 29 年 5 月改正　法律第 40 号)	
(18) 砂防法　(平成 25 年 11 月改正　法律第 76 号)	(18) 砂防法　(平成 25 年 11 月改正　法律第 76 号)	
(19) 地すべり等防止法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	(19) 地すべり等防止法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(20) 河川法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 22 号)	(20) 河川法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(21) 海岸法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	(21) 海岸法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(22) 港湾法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 45 号)	(22) 港湾法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 55 号)	
(23) 港則法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 42 号)	(23) 港則法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 55 号)	
(24) 漁港漁場整備法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	(24) 漁港漁場整備法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	
(25) 下水道法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 22 号)	(25) 下水道法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 22 号)	
(26) 航空法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 51 号)	(26) 航空法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(27) 公有水面埋立法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 51 号)	(27) 公有水面埋立法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 51 号)	
(28) 軌道法　(平成 18 年 3 月改正　法律第 19 号)	(28) 軌道法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(29) 森林法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 47 号)	(29) 森林法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 35 号)	
(30) 環境基本法　(平成 26 年 5 月改正　法律第 46 号)	(30) 環境基本法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 50 号)	
(31) 火薬類取締法　(平成 27 年 6 月改正　法律第 50 号)	(31) 火薬類取締法　(平成 27 年 6 月改正　法律第 50 号)	
(32) 大気汚染防止法　(平成 27 年 6 月改正　法律第 41 号)	(32) 大気汚染防止法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(33) 騒音規制法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	(33) 騒音規制法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	
(34) 水質汚濁防止法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 47 号)	(34) 水質汚濁防止法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(35) 湖沼水質保全特別措置法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	
(36) 振動規制法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	(36) 振動規制法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(平成 27 年 7 月改正　法律第 58 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(平成 29 年 6 月改正　法律第 61 号)	
(38) 文化財保護法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	(38) 文化財保護法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 42 号)	
(39) 砂利採取法　(平成 27 年 6 月改正　法律第 50 号)	(39) 砂利採取法　(平成 27 年 6 月改正　法律第 50 号)	
(40) 電気事業法　(平成 28 年 6 月改正　法律第 59 号)	(40) 電気事業法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 41 号)	
(41) 電気用品安全法　(平成 26 年 12 月改正　法律第 72 号)	(41) 電気用品安全法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	電気通信設備工事共通仕様書に整合
(42) 消防法　(平成 27 年 9 月改正　法律第 66 号)	(42) 電気工事士法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 72 号)	
(43) 測量法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 61 号)	(43) 消防法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 67 号)	
(44) 建築基準法　(平成 28 年 6 月改正　法律第 72 号)	(44) 測量法　(平成 29 年 5 月改正　法律第 41 号)	
(45) 都市公園法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号)	(45) 建築基準法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 67 号)	
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正　法律第 55 号)	(46) 都市公園法　(平成 29 年 5 月改正　法律第 26 号)	
(47) 土壌汚染対策法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 51 号)	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正　法律第 55 号)	
(48) 駐車場法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)	(48) 土壌汚染対策法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号)	
(49) 電波法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 26 号)	(49) 駐車場法　(平成 29 年 5 月改正　法律第 26 号)	
(50) 有線電気通信法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 26 号)	(50) 電波法　(平成 30 年 5 月改正　法律第 24 号)	
(51) 電気通信事業法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 26 号)	(51) 有線電気通信法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 26 号)	
(52) 放送法　(平成 27 年 5 月改正　法律第 26 号)	(52) 電気通信事業法　(平成 30 年 5 月改正　法律第 24 号)	

現　　行	改　　定	適　　用
(66) 漁業法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 51 号) (67) 空港法　(平成 25 年 11 月改正　法律第 76 号) (68) 計量法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) (69) 厚生年金保険法　(平成 28 年 12 月改正　法律第 114 号) (70) 航路標識法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 42 号) (71) 資源の有効な利用の促進に関する法律　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) (72) 最低賃金法　(平成 24 年 4 月改正　法律第 27 号) (73) 職業安定法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 47 号) (74) 所得税法　(平成 28 年 11 月改正　法律第 89 号) (75) 水産資源保護法　(平成 27 年 9 月改正　法律第 70 号) (76) 船員保険法　(平成 28 年 12 月改正　法律第 114 号) (77) 著作権法　(平成 28 年 12 月改正　法律第 108 号) (78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正　法律第 40 号) (79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(平成 28 年 3 月改正　法律第 17 号) (80) 農薬取締法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) (81) 毒物及び劇物取締法　(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) (82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月　法律第 50 号） (83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　(平成 26 年 6 月改正　法律第 56 号) (84) 警備業法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 61 号) (85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 28 年 5 月改正　法律第 51 号) (86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進関する法律 (平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) **１－１－３９　特許権等** **３.著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 28 年 5 月 27 日改正 法律第 51 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	(66) 漁業法　(平成 30 年 7 月改正　法律第 75 号) (67) 空港法　(平成 25 年 11 月改正　法律第 76 号) (68) 計量法　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) (69) 厚生年金保険法　(平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号) (70) 航路標識法　(平成 28 年 5 月改正　法律第 42 号) (71) 資源の有効な利用の促進に関する法律　(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号) (72) 最低賃金法　(平成 24 年 4 月改正　法律第 27 号) (73) 職業安定法　(平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号) (74) 所得税法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 41 号) (75) 水産資源保護法　(平成 27 年 9 月改正　法律第 70 号) (76) 船員保険法　(平成 29 年 6 月改正　法律第 52 号) (77) 著作権法　(平成 30 年 7 月改正　法律第 72 号) (78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正　法律第 40 号) (79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(平成 29 年 6 月改正　法律第 45 号) (80) 農薬取締法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 53 号) (81) 毒物及び劇物取締法　(平成 30 年 6 月改正　法律第 66 号) (82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正　法律第 41 号) (83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　(平成 26 年 6 月改正　法律第 56 号) (84) 警備業法　(平成 30 年 5 月改正　法律第 32 号) (85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 30 年 6 月改正　法律第 41 号) (86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進関する法律 (平成 30 年 6 月改正　法律第 67 号) **３.著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	最新改正の反映 道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映

現　　行	改　　定	適　　用
１－１－４３　建設業退職金共済制度の普及について　開発局独自 ３．工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出るものとする。 ４．受注者は、３．の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに**提出**しなければならない。 なお、３．の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出るものとする。	３．工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出なければならない。 ４．受注者は、３．の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに**提出**しなければならない。 なお、３．の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出なければならない。	道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（平成31年版） 改定の反映

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr><td>

第２編　器具及び材料編

第1章　一般事項

第2節　器材の品質

４．　見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認を受けて使用することを指定された、工事器材について、見本又は品質を証明する資料を工事器材を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

第3章　電気通信設備工事材料

第1節　電　線　類

３－１－２　通信用

表２－３－２　電線類（通信用）

同　軸　ケ　ー　ブ　ル	JIS C 3501　高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）	
	JIS C 3502　テレビジョン受信用同軸ケーブル	
	JIS C 3503　CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	
	JCS 5058　テレビジョン受信用高発泡プラスチック絶縁ラミネートシース同軸ケーブル	
プリント局内ケーブル	NTT 用品　プリント局内ケーブル(SWVP)	
S　D　ワ　イ　ヤ	JCS 9073　SDワイヤ	
マイクロホンコード	JCS 4271　マイクロホン用ビニルコード	
漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル　(LCX) らせん漏洩同軸ケーブル　(SLCX)	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5410　高周波同軸コネクタ通則	
〃	JIS C 5412　〃　C02形　〃	
〃	JIS C 5413　〃　C03形　〃	
〃	JIS C 5414　〃　C04形　〃	
〃	JIS C 5415　〃　C05形　〃	
〃	JIS C 5419　〃　C11形　〃	

３－１－３　光・情報用

表２－３－３　電線類（光・情報用）

ＵＴＰケーブル	JIS X 5150　構内情報配線システム クラスＤ以上　(Cat5e以上)	
ＵＴＰ(外装被覆付)ケーブル	〃	

</td><td>

４．　見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認並びに承諾を受けて使用することを指定された、工事器材について、見本又は品質を証明する資料を工事器材を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

同　軸　ケ　ー　ブ　ル	JIS C 3501　高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）	
同　軸　ケ　ー　ブ　ル	JIS C 3502　テレビジョン受信用同軸ケーブル	
同　軸　ケ　ー　ブ　ル	JIS C 3503　CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	
同　軸　ケ　ー　ブ　ル	CS 5058　テレビジョン受信用高発泡プラスチック絶縁ラミネートシース同軸ケーブル	
プリント局内ケーブル	NTT 用品　プリント局内ケーブル(SWVP)	
S　D　ワ　イ　ヤ	JCS 9073　SDワイヤ	
マイクロホンコード	JCS 4271　マイクロホン用ビニルコード	
漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル　(LCX) らせん漏洩同軸ケーブル　(SLCX)	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5410　高周波同軸コネクタ通則	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5411　高周波同軸C01形コネクタ	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5412　高周波同軸C02形コネクタ	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5413　高周波同軸C03形コネクタ	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5414　高周波同軸C04形コネクタ	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5415　高周波同軸C05形コネクタ	
高周波同軸コネクタ	JIS C 5419　高周波同軸C11形コネクタ	

ＵＴＰケーブル	JIS X 5150　構内情報配線システム クラスＤ以上　(Cat5e以上)	
ＵＴＰ(外装被覆付)ケーブル	JIS X 5150　構内情報配線システム クラスＤ以上　(Cat5e以上)	

</td><td>

文言の追加

正規の記述に

文言の追加

「〃」は正規の記述に

「〃」は正規の記述に

</td></tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
３－１－４　端末・接続処理材 表２－３－４　接続処理材 電線コネクタ　JIS C 2810　屋内配線用電線コネクタ通則―分離不能形 〃　JIS C 2813　屋内配線用差込形電線コネクタ 〃　JIS C 2814-2-4　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項 ビニルテープ　JIS C 2336 電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	電線コネクタ　JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則―分離不能形 電線コネクタ　JIS C 2813　屋内配線用差込形電線コネクタ 電線コネクタ　JIS C 2814-2-4　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項 ビニルテープ　JIS C 2336 電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	「〃」は正規の記述に
第2節　配　管　類 **３－２－１　電線管及び付属品** 表２－３－５　金属管及び付属品 金属管の付属品　JIS C 8330　金属製電線管用の附属品 JIS C 8340　電線管用金属製ボックス及びボックスカバー ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管　JIS C 8380　ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	金属管の付属品　JIS C 8330　金属製電線管用の附属品 ボックス　JIS C 8340　電線管用金属製ボックス及びボックスカバー ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管　JIS C 8380　ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	呼称の追加
表２－３－７　PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及び付属品 PF管　JIS C 8411　合成樹脂製可とう電線管 CD管　〃　〃 合成樹脂製可とう管の付属品　JIS C 8412　合成樹脂製可とう電線管用附属品 CD管の付属品　〃　〃 波付硬質合成樹脂管　JIS C 3653　電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書１「波付硬質合成樹脂管」	PF管　JIS C 8411　合成樹脂製可とう電線管 CD管　JIS C 8411　合成樹脂製可とう電線管 合成樹脂製可とう管の付属品　JIS C 8412　合成樹脂製可とう電線管用附属品 CD管の付属品　JIS C 8412　合成樹脂製可とう電線管用附属品 波付硬質合成樹脂管　JIS C 3653　電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書１「波付硬質合成樹脂管」	「〃」は正規の記述に
第3節　配線器具 **３－３－２　ケーブルラック** ケーブルラックは、以下によるものとする。 （１）鋼製ケーブルラックの主要構成材料は、鋼板、鋼帯等とし、亜鉛めっきまたは同等の耐食性能を有する亜鉛－アルミニウム系合金めっきによる防錆処理を施すものとする。 （５）本体相互の接続に使用するボルト・ナット類は、以下によるものとする。 １）鋼製ケーブルラックにおいては、使用するボルト・ナット類は、亜鉛めっき等を施した防錆効力のあるものとする。 ２）アルミ製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、おいては、ステンレス製またはニッケルクロームめっきを施したものとする。	**３－３－２　ケーブルラック** ケーブルラックは、以下によるものとする。 （１）鋼製ケーブルラックの主要構成材料は、鋼板、鋼帯等とする。 １）塗装を施した鋼製ケーブルラックは、亜鉛の両面付着量100g/㎡以上の溶融亜鉛めっき鋼板にメラミン焼付塗装、粉黛塗装等を施したものとする。 ２）溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックは、鋼板、鋼帯にJIS H8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛めっきを施したものとし、溶融亜鉛-アルミニウム合金系めっき鋼板の鋼製ケーブルラックは、、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックと同等の耐食性能を有した溶融亜鉛-アルミニウム合金系めっき鋼板によるものとする。 （５）本体相互の接続に使用するボルト・ナット類は、以下によるものとする。 １）塗装を施した鋼製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、亜鉛めっき等を施した防錆効力のあるものとする。 ２）溶融亜鉛めっき仕上げ、溶融亜鉛-アルミニウム合金系めっき鋼板の鋼製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、ステンレス鋼製または溶融亜鉛めっきを施したものとする。 ３）アルミ製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類はステンレス製またはニッケルクロームめっきを施したものとする。	ラック種類を変更 表現の修正 (1) の修正に合わせて修正 項番の変更

現　　行	改　　定	適　　用
（７）ケーブルに接する面は、ケーブルの被覆を損傷する恐れのない、滑らかな構造のものとする。	（７）ケーブルに接する面は、ケーブルの被覆を損傷するおそれのない、滑らかな構造のものとする。	表現の見直し
第4節　プルボックス **３－４－１　プルボックス**		
（２）鋼板製プルボックス（亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製を除く）には、錆止め塗装を施すものとする。	（２）鋼板製プルボックス（溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製を除く）には、錆止め塗装を施すものとする。	材質の見直し （亜鉛めっき→溶融亜鉛めっき）
２．合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。 （１）大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは、製造業者の標準とする。 （２）屋外用は、前項１（７）２)、３）及び５）によるものとする。	２．屋外形の鋼板製プルボックス（セパレータ含む。）は、以下によるほか、本条１項(1)、(2)、(4)、(5)によるものとする。 （１）表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に、表面処理に応じ、防錆処理を施すものとする。 （２）防雨性を有し、雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造でなければならない。なお、水抜き穴については必要に応じて設けるものとする。 （３）本体とふたの間には吸湿性及び吸収性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設けるものする。 （４）プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき製とする。 ３．合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。 （１）大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは、製造業者の標準とする。 （２）屋外形は、本条2項の(2)、(3)及び(4)によるものとする。	屋外形を2項に変更 材質について記載の追加 引用の記述の変更
第5節　ハンドホール **３－５－３　ハンドホール鉄ふた** （新規）	４．光ケーブル用ハンドホールの鉄ふたは、鍵を取り付けられる構造とする。	一般的な施工内容のため追加
第6節　マンホール **３－６－３　マンホール鉄ふた** （新規）	４．光ケーブル用ハンドホールの鉄ふたは、鍵を取り付けられる構造とする。	一般的な施工内容のため追加
第7節　照明器具 **３－７－１　一般用照明器具** １．一般事項 （１）一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS)、日本照明器具工業会規格（JIL）及び表２－３－11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。	１．一般事項 （１）一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS)、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）及び表２－３－11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。	規格制定機関、規格の見直し
表２－３－11　照明器具 JIS C 8113　投光器の性能要求事項 JIL　3004　ハロゲン電球用照明器具 JIL　4003　Hf蛍光灯器具 JIL　5002　埋込み形照明器具 JIL　5004　公共施設用照明器具	JIS C 8113　投光器の性能要求事項 JIL　4003　Hf蛍光灯器具 JIL　5002　埋込み形照明器具 JIL　5004　公共施設用照明器具	使用しないため削除

現　　行	改　　定	適　　用
２．構造 （１）器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。 （２）グロースタータの取付け位置は、ランプの電極など発熱部付近を避ける。また、グロースタータを容易に取り替えられる構造でなければならない。 （３）防水形器具のうち防雨形及び防湿形の器具の構造は、次による。 防水形器具は、JIS C 8105-1「照明器具－第１部：安全性要求事項通則」に規定する「じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護」の性能を有する構造でなければならない。防湿形器具は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」附属書２(参考)「照明器具の高温・高湿に対する保護等級」「補助文字MP」に規定される性能を有する構造でなければならない。	２．構造 （１）器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。 （２）防水形器具のうち防雨形及び防湿形の器具の構造は、次による。 防水形器具は、JIS C 8105-1「照明器具－第１部：安全性要求事項通則」に規定する「じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護」の性能を有する構造でなければならない。防湿形器具は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」附属書２(参考)「照明器具の高温・高湿に対する保護等級」「補助文字MP」に規定される性能を有する構造でなければならない。	一般的な施工内容では無いため削除 項番の変更
３－７－３　道路用照明器具 １．一般事項 道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	１．一般事項 道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	規格制定機関、規格の見直し
２．構造 （２）本体の塗装は、錆止め処理を施した後、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面１回塗り、焼付け塗装とする。	（２）本体の塗装は、塗装前処理（化成処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面１回塗り以上とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	塗装前処理を明確化した
３．光源・安定器 （１）高圧水銀ランプは、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」の規定による。 （２）高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。 （３）上記によるほか、効率、光色、演色性、視認性、経済性等を考慮し、効果の高い場合はセラミックメタルハライドランプやLEDを選定することができる。セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623「メタルハライドランプ」の規定による。 （４）ランプ寸法・形状は、JIS C 7710「電球類ガラス管球の形式の表し方」に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合した口金を使用する。 （５）ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」及びJIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」、JIS C 7623「メタルハライドランプ」に定められた事項を表示する。 （６）安定器の規格は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く」の規定による。 （７）LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置－性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール－性能要求事項」	３．光源・安定器 （１）LEDモジュールは、JIS C 8155（一般照明用LEDモジュール－性能要求事項）の規定による。 （２）高圧水銀ランプは、JIS C 7604（高圧水銀ランプ－性能規定）の規定による。 （３）高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）の規定による。 （４）セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623（メタルハライドランプ－性能仕様）の規定による （５）ランプ寸法・形状は、JIS C 7710（電球類ガラス管球の形式の表し方）に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1（電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金）に適合した口金を使用する。 （６）ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604（高圧水銀ランプ－性能規定）及びJIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）、JIS C 7623（メタルハライドランプ－性能仕様）に定められた事項を表示する。 （７）LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153（LEDモジュール用制御装置－性能要求事項）の規定による。 （８）安定器の規格は、JIS C 8110（放電灯安定器（蛍光灯を除く））の規定による	光源の記載順序を変更し、LEDを先とした。 項番の番号変更（1）～（8） 安定器等の記載順序を変更し、LEDを先とした。

現　　行	改　　定	適　　用
３－７－４　トンネル用照明器具 １．一般事項 トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項による。	１．一般事項 トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	規格制定機関、規格の見直し 用語の統一
２．構造 （２）器具本体は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS 304に適合する標準寸法1.0 mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接と同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）とする。	（２）プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）のSUS 304に適合する標準寸法1.0 mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）等に適合する標準寸法2.0mmとし、強度、防錆、耐食性能を有するものとする。なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）とする。	アルミ製器具の仕様化に伴い、プレス加工器具及びアルミ製器具夫々の標準的な材質を規定した。 また、材質がそれによらない場合は同等の性能を有する旨を記載。
（３）外面のみ脱脂等の前処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を１回塗り焼付塗装とする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセルN7とする。	（３）外面プレス加工器具枠なしの本体の塗装は、塗装前処理（脱脂処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を１回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理（アルマイト処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を１回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセルN7とする。	器具毎に標準的な塗装前処理を明確化した。
（４）取付け脚は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」のSPHCまたはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に適合する標準寸法4.5mmの板厚のものにHDZ55の溶融亜鉛めっきを行ったものと同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。	（４）取付脚は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に適合する標準寸法4.0mm以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。 また、本体との間にゴムパッキンを挿入し、ねじ止めとする。	耐食性向上の観点から、取付脚の材質をSUSに規定 用語の見直し 部品の詳細は器具仕様書に示すため削除
（５）端子台は、１端子を接地用とし、区別のためその近傍にアースの表示を行い、接地用端子は本体と電気的に接続されているものとする。	（５）器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。	項番号変更
（６）パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有するシリコーンゴム製とする。 （７）電源グランドは、防水性を有する合成樹脂製のものとする。 （８）器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。		
４．光源・安定器 （１）器具に内蔵して用いる低圧ナトリウムランプは、JIS C 7610「低圧ナトリウムランプ」の規定による。	４．光源・安定器 （１）LEDモジュールは、JIS C 8155（一般照明用LEDモジュール－性能要求事項）の規定による。	光源の記載順序を変更し、LEDを先とした。 低圧ナトリウムランプはH30年度で販売終了のため削除 記載の見直し
（２）器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器形高圧ナトリウムランプ（両口金形）は、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。	（２）始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器形高圧ナトリウムランプ（両口金形）は、JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）の規定による。	
（３）器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」、JEL 211「高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用）」の規定による。	（３）高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601（蛍光ランプ（一般照明用））、JEL 211（高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用））の規定による。	
（４）器具に内蔵して用いるセラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623 「メタルハライドランプ」の規定による。	（４）セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623 （メタルハライドランプ－性能仕様）の規定による。	
（５）器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く）」の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。	（５）LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153（LEDモジュール用制御装置－性能要求事項）の規定による。 （６）始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110（放電灯安定器（蛍光灯を除く））の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。	安定器等の記載順序を変更し、LEDを先とした。
（６）器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503「高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器」の規定による。	（７）高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）の規定による。	
（７）LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置－性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール－性能要求事項」		

現　　行	改　　定	適　　用
３－７－５　共同溝用照明器具 １．一般事項 （１）共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS)、日本照明器具工業会規格（JIL)、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によらなければならない。	１．一般事項 （１）共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS)、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	規格制定機関、規格の見直し 用語の統一
３．光源・安定器 （３）LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置－性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール－性能要求事項」	（３）LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか、以下の規格に適合するものとする。JIS C 8153（LEDモジュール用制御装置－性能要求事項)、JIS C 8155（一般照明用LEDモジュール－性能要求事項)	用語・表現の統一
第8節　照明用ポール **３－８－１　テーパーポール** 表２－３－12　照明用テーパーポールの種類（1灯用） 注．ポール形式の意味 ・直線型：IS(A) 数字 B-C(S) I:ポールヘッド形　S:1/100テーパー（一律形）　A:可変テーパー（可変形） 数字:高さ　B:ベース式　Bなし:埋込式 -C :連接形　-S:単独形 ・曲線型：数字-数字 B -C(S) 数字:高さ　-数字:アーム出幅 B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形	備考．ポール形式の意味 ・直線型：IS(A) 数字 B-C(S) I:ポールヘッド形　S:1/100テーパー（一律形）　A:可変テーパー（可変形） 数字:高さ　B:ベース式　Bなし:埋込式 -C :連接形　-S:単独形 ・曲線型：数字-数字 B -C(S) 数字:高さ　-数字:アーム出幅 B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形	注を備考に変更
表２－３－13　照明用テーパーポールの種類（2灯用） 注．ポール形式の意味 ・アーム型：TS(A) 数字 B -C(S) T:アーム型　S:1/100テーパー（一律形）　A:可変テーパー（可変形） 数字:高さ　B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形 ・曲線型：数字-数字　Y B -C(S) 数字:高さ　-数字:アーム出幅　Y:２灯用 B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形	備考．ポール形式の意味 ・アーム型：TS(A) 数字 B -C(S) T:アーム型　S:1/100テーパー（一律形）　A:可変テーパー（可変形） 数字:高さ　B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形 ・曲線型：数字-数字　Y B -C(S) 数字:高さ　-数字:アーム出幅　Y:２灯用 B:ベース式　Bなし:埋込式 -C:連接形　-S:単独形	注を備考に変更
２．構造 （３）ポールに溶融亜鉛めっきを行う場合のめっき付着量は、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 55によるものとする。	（３）ポールに溶融亜鉛めっきを行う場合のめっき付着量は、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ55によるものとする。	表記の統一
第9節　引込用ポール **３－９－１　鋼管ポール** 鋼管ポールは、日本工業規格（JIS)、電気設備の技術基準の解釈 第57条第２項に示す各規格に適合するとともに、2-3-8-1、1項一般事項(3)及び設計図書によらなければならない。	**３－９－１　鋼管ポール** 鋼管ポールは、日本工業規格（JIS)、「電気設備の技術基準の解釈 第57条第２項」に示した各規格に適合するとともに、第2編2-3-8-1、1項一般事項(3)及び**設計図書**によらなければならない。	表記の統一
第10節　分　電　盤 **３－１０－２　屋外用** （１）保護等級IP24C以上のものとし、内部に雨雪が進入しにくく、これを蓄積しない構造のものとする。	（１）保護等級IP24C以上のものとし、内部に雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造のものとする。	誤字の修正

現行

第12節　外線材料

３－１２－１　電　柱

表２－３－13　電柱の規格

呼　　称	規　　格	備考
コンクリート柱	JIS A 5373　プレキャストプレストレスコンクリート製品　附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	
鋼　管　柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項	
鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	
鉄　塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	
コンクリート柱	NTT用品　コンクリートポール	通信用

第13節　接　地　材

表２－３－16　接地材

呼　　称	規　　格
接地銅板	1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」
単独接地棒	10mmφ×1000mm．10mmφ×1500mm ﾘｰﾄﾞ端子8mm×300mm 付き
	14mmφ×1500mm ﾘｰﾄﾞ端子22 mm²×300mm 付き
連接接地棒	10mmφ×1000mm．10mmφ×1500mm．14mmφ×1500mm
	ﾘｰﾄﾞ端子 8～38 mm²×300mm ～500mm 付き

注１．接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。
　２．接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。

第14節　雷保護設備

１．雷保護設備の器材は、JIS A 4201「建築物等の雷保護」によるほか、下記によるものとする。

２．突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」に、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼管」に適合するものとする。

３．支持管取付金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。

４．試験用接続端子箱、引下げ導線などは、設計図書による。

改定

表２－３－13　電柱の規格

呼　　称	規　　格	備考
コンクリート柱	JIS A 5373　プレキャストプレストレストコンクリート製品　附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	
鋼　管　柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項	
鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	
鉄　塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	
コンクリート柱	NTT用品　コンクリートポール	通信用

表２－３－16　接地材

呼　　称	規　　格
接地銅板	1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）
単独接地棒	10mmφ×1000mm．10mmφ×1500mm ﾘｰﾄﾞ端子8mm×300mm 付き
	14mmφ×1500mm ﾘｰﾄﾞ端子22 mm²×300mm 付き
連接接地棒	10mmφ×1000mm．10mmφ×1500mm．14mmφ×1500mm
	ﾘｰﾄﾞ端子 8～38 mm²×300mm ～500mm 付き

備考１．接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。
備考２．接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。

１．雷保護設備の器材は、JIS A 4201（建築物等の雷保護）によるほか、以下によるものとする。

２．突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZ35 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）に適合するものとする。

３．支持管取付金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZ35 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。

４．試験用接続端子箱、引下げ導線などは、設計図書によらなければならない。

適用

名称の誤りの修正

JIS改正による。（名称の変更）
JIS名称は（　）に入れる。

注を備考に変更

用語の統一

規格表現の統一（HDZ35）2箇所

表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第３編　電気通信設備工事共通編 第1章　総　　則 **１－１－２　請負代金内訳書及び工事費構成書** ３．工事費構成書 受注者は、請負代金額が１億円以上で、６ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字２桁（３桁目または小数３桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	３．工事費構成書 受注者は、請負代金額が１億円以上で、６ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の**提示**を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字２桁（３桁目または小数３桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	道路・河川工事仕様書と整合
１－１－５　支給材料及び貸与物件	**１－１－５　支給材料及び貸与品**	道路・河川工事仕様書と整合 （貸与物件→貸与品）2ケ所
１．適用規定 電気通信設備工事にあっては、第１編１－１－16支給材料及び貸与物件の規定に加え以下の規定による。	１．適用規定 電気通信設備工事にあっては、第１編１－１－16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	
５．材料確認書の提出 材料確認書は、設計図書で指定した材料がある場合に提出することとし、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、発注図面、現場説明書、質問回答書、工事数量総括表）に記載のない材料については、材料確認書の提出を要さない。		道路・河川工事仕様書と整合
６．遵守義務 受注者は、契約書第９条第２項第３号、第13条第２項または第14条第１項もしくは同条第２項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。	５．遵守義務 受注者は、契約書第９条第２項第３号、第13条第２項または第14条第１項もしくは同条第２項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。	項番号の変更（5.～7.）
７．段階確認	６．段階確認	
８．段階確認の臨場	７．段階確認の臨場	

現　　行

表３－１－１　段階確認一覧表　(5/5)

区分	種　　別	細　　別	確　認　時　期
	施設計測・監視制御設備工 （路面凍結検知装置） （積雪深計測装置） （気象観測装置） （土石流監視制御装置） （路面冠水検知装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	通信鉄塔･反射板設備工 （通信用鉄塔）	組立部材の地組（地組作業の場合）	地組作業過程
	通信鉄塔･反射板設備工 （反射板）	部材の部分組立（地上）	組立作業過程
		方向調整	調整作業過程
	通信鉄塔･反射板設備工 （鉄塔基礎工） （反射板基礎工）	（土木工事　ニューマチックケーソン基礎工に準ずる）	掘削時
電子応用設備			
	各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時
	ダム･堰諸量設備工 （ダム･堰諸量装置） （ダム･堰放流制御装置	設置位置	設置位置墨だし時
	レーダ雨量計設備工 （全国合成処理局装置） （監視制御局装置） （レーダ基地局装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	河川情報設備工 （河川情報中枢局装置） （河川情報集中局装置） （統一河川情報システム装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	道路交通情報設備工 （道路情報中枢局装置） （道路情報集中局装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	CCTV設備工 （CCTV監視制御装置） （CCTV装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	水質自動監視設備工 （水質自動監視装置） （水質自動観測装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	電話応答通報設備工 （電話応答(通報)装置）	設置位置	設置位置墨だし時
その他			
	指定仮設工		設置完了時

改　　定

表３－１－１　段階確認一覧表　(5/5)

区分	種　　別	細　　別	確　認　時　期
	施設計測・監視制御設備工 （路面凍結検知装置） （積雪深計測装置） （気象観測装置） （土石流監視制御装置） （路面冠水検知装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	通信鉄塔･反射板設備工 （通信用鉄塔）	組立部材の地組（地組作業の場合）	地組作業過程
	通信鉄塔･反射板設備工 （反射板）	部材の部分組立（地上）	組立作業過程
		方向調整	調整作業過程
	通信鉄塔･反射板設備工 （鉄塔基礎工） （反射板基礎工）	（土木工事　ニューマチックケーソン基礎工に準ずる）	掘削時
電子応用設備			
	各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時
	ダム･堰諸量設備工 （ダム･堰諸量装置） （ダム･堰放流制御装置	設置位置	設置位置墨だし時
	レーダ雨量計設備工 （全国合成処理局装置） （監視制御局装置） （レーダ基地局装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	統一河川情報システム工 （統一河川情報システム装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	道路交通情報設備工 （道路情報中枢局装置） （道路情報集中局装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	CCTV設備工 （CCTV監視制御装置） （CCTV装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	水質自動監視設備工 （水質自動監視装置） （水質自動観測装置）	設置位置	設置位置墨だし時
	電話応答通報設備工 （電話応答(通報)装置）	設置位置	設置位置墨だし時
その他			
	指定仮設工		設置完了時

適　　用

設備名称の変更
旧設備の削除

現　　行	改　　定	適　　用
１－１－９　工事完成図書の納品 **７．地質調査の電子成果品** 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	**７．地質調査の電子成果品等** 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）の第118号条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
１－１－11　施工管理 **２．品質記録台帳** 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」（平成17年3月9日北開局技管第101号）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	**２．品質記録台帳** 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」（平成23年9月20日北開局技管第135号）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
第2章　共通土木工 **第１節　適　　用** 本章は、土木工事において共通的に使用する工種、基礎工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、土工、無筋、鉄筋コンクリート、作業土工（電気）、殻運搬処理工その他これらに類する工種に適用する。 本章に特に定めのない事項については、「道路・河川工事仕様書」第２編材料編の規定による。	**第１節　適　　用** １．本章は、土木工事において共通的に使用する工種、基礎工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、土工、無筋、鉄筋コンクリート、作業土工（電気）、殻運搬処理工その他これらに類する工種に適用する。 ２．本章に特に定めのない事項については、「道路・河川工事仕様書」第２編材料編の規定による。	項番号の追加
第２節　適用すべき諸基準 設計図書において、特に定めのない事項については「道路・河川工事仕様書」第３編第２章一般施工、第１編第２章土工及び第３章無筋・鉄筋コンクリートの基準による。	**第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において、特に定めのない事項については「道路・河川工事仕様書」第３編第２章一般施工、第１編第２章土工及び第３章無筋・鉄筋コンクリートの基準による。	道路・河川工事仕様書と整合
第５節　無筋・鉄筋コンクリート 無筋・鉄筋コンクリート構造物、鉄筋、型枠などの施工については「道路・河川工事仕様書」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートによるものとする。	**第５節　無筋・鉄筋コンクリート** 無筋・鉄筋コンクリート構造物、鉄筋、型枠などの施工については「道路・河川工事仕様書」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	記載の統一

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>
第3章　設備の耐震据付基準
３－１－１　耐震施工
（２）機器の固定
1)　強度検討資料の照査
発注者は、発注図書に基づく強度検討資料を受注者に示すことを原則とし、受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要機器の種別、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計、基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及びプレートの検討、アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外にあっては、風荷重、積雪荷重等も含まれる。
発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。協議により新たな強度検討資料の作成が必要な場合は、発注者が行うことを原則とする。
なお、受注者は最終的に照査に使用した資料を完成図書として納品しなければならない。
</td>
<td>
（２）機器の固定
1)　強度検討資料の照査
受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要機器の種別、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計、基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及びプレートの検討、アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外にあっては、風荷重、積雪荷重等も考慮する。
発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として**納品**しなければならない。
図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。
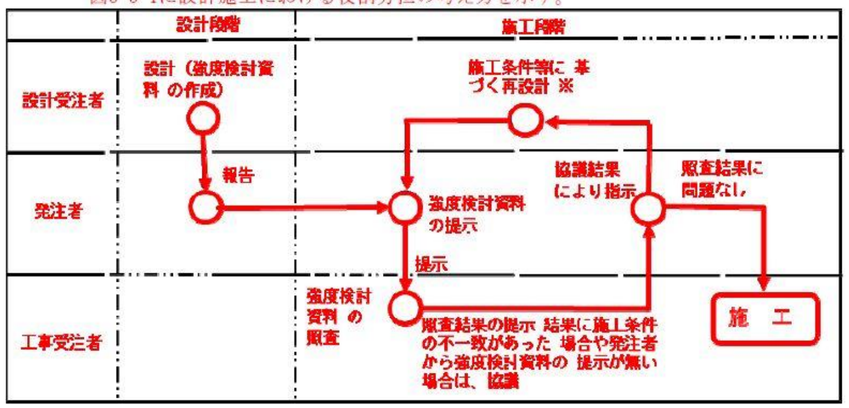

※発注者の責任により行うことを原則とするが、協議により受注者が行う場合は設計変更の対象とする。
図3-3-1　設計施工役割分担の考え方
</td>
<td>
用語使用法

役割分担の考え方の追加
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>2)　ボルト類の選定
受注者は、取付ボルト、アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づいて機器に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトを選定しなければならない。
また、適切な管理項目を定めたアンカーボルト施工作業手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で施工するとともに、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により引張試験を実施するものとする。
ただし、以下の機器の引張試験にあたっては、４－４－４　器材の落下防止対策による。
・火災検知器
・押ボタン式通報装置
・誘導表示板
・非常電話案内板
・通報装置説明板
・非常電話収納箱（壁掛型）
・非常電話表示灯</td>
<td>2)　ボルト類の選定
受注者は、取付ボルト、アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づいて機器に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトを選定しなければならない。
また、適切な管理項目を定めたアンカーボルト施工作業手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で施工するとともに、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により引張試験を実施するものとする。
ただし、表３－３－１の機器の引張試験にあたっては、４－４－４　器材の落下防止の規定による。
表３－３－１　器材の落下防止を適用する機器
<table>
<tr><th>対象設備</th><th>適用する機器</th></tr>
<tr><td rowspan="9">非常警報設備</td><td>火災検知器</td></tr>
<tr><td>押ボタン式通報装置</td></tr>
<tr><td>誘導表示板</td></tr>
<tr><td>非常電話案内板</td></tr>
<tr><td>通報装置説明板</td></tr>
<tr><td>非常電話収納箱（壁掛型）</td></tr>
<tr><td>非常電話表示灯</td></tr>
<tr><td>非常駐車帯表示灯</td></tr>
<tr><td>非常電話非常駐車帯表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ラジオ再放送設備</td><td>整合器</td></tr>
<tr><td>分配器</td></tr>
<tr><td>終端抵抗器</td></tr>
</table>
</td>
<td>表形式に記載を変更

各名称の誤り修正</td>
</tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
３－１－２　耐震据付設計基準		
１．適　　用 本基準は、防災情報通信の用に供する電気通信設備の据付に適用し、具体的適用範囲は、以下のとおりとする。 （１）地上高さ30m以下の建築物に設置する表３－３－３に示す電気通信設備 （２）地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔及び建家屋上又は塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔 （３）上記（２）に示す通信用鉄塔に設置する表３－３－３に示す電気通信設備。 （４）地上高さ10m以下の鋼管支柱に設置する電気通信設備 （５）防災情報通信設備を設置する専用の局舎 （６）地表の基礎に設置する電気通信設備 （７）火災検知器、押ボタン式通報装置、誘導表示板、非常電話案内板、通報装置説明板、非常電話収納箱（壁掛型）、非常電話表示灯は除く （８）（１）、（２）、（４）で規定する範囲を超える場合は、事前に監督職員と協議するものとする。	１．適　　用 本基準は、防災情報通信の用に供する電気通信設備の据付に適用し、具体的適用範囲は、以下のとおりとする。 （１）地上高さ30m以下の建築物に設置する表３－３－４に示す電気通信設備 （２）地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔及び建家屋上又は塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔 （３）上記（２）に示す通信用鉄塔に設置する表３－３－４に示す電気通信設備。 （４）地上高さ10m以下の鋼管支柱に設置する電気通信設備 （５）防災情報通信設備を設置する専用の局舎 （６）地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、（１）、（２）、（４）で規定する範囲を超える場合、及び表３－３－４に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、火災検知器、押ボタン式通報装置、誘導表示版、非常電話案内板、通報装置説明版、非常電話収納箱（壁掛型）、非常電話表示灯は適用範囲外とする。	表番号の変更 表番号の変更 表現の見直し 表現の見直し
２．基本条件 使用目的別の基本的要求性能は、以下によるものとする。 （１）重要度区分Ａ：地震発生中でも正常動作を求める設備 （２）重要度区分Ｂ：地震発生中は機能低下を許容するが、鎮静後は正常動作に復帰することを求める設備 （３）重要度区分Ｃ：地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備 なお、重要度区分による各設備の区分は表３－３－３によるものとする。	２．基本条件 使用目的別の基本的要求性能は、以下によるものとする。 （１）重要度区分Ａ：地震発生中でも正常動作を求める設備 （２）重要度区分Ｂ：地震発生中は機能低下を許容するが、鎮静後は正常動作に復帰することを求める設備 （３）重要度区分Ｃ：地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備 なお、重要度区分による各設備の区分は表３－３－４によるものとする。	表番号の変更

現　　行	改　　定	適　　用

3．電気通信設備の据付

現行

1）（1－2式）．（1－4式）での算出結果を重要度区分・設置階によりまとめたものを表3－3－1、表3－3－2に示す。

耐震据付設計基準の考え方を図3－3－1に示す。

表3－3－1　建築物内に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直）入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度）

単位：m/s²

	重要機器A		重要機器B		重要機器C	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}
上層階 屋上及び塔屋	23.5	5.88	19.6	4.90	15.7	3.92
中間階	16.9	4.23	14.1	3.53	11.3	2.82
1階及び地階	9.41	2.35	7.84	1.96	6.27	1.57

電気通信設備の水平方向応答倍率＝2.0
電気通信設備の鉛直方向応答倍率＝1.0の場合

表3－3－2　通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直）入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度）

単位：m/s²

	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）		重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}
建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.8	39.2	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	24.5	9.8	19.6	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ10m以下の鋼管支柱	19.6	9.8	15.7	7.84
	×機器応答倍率			

建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表3－3－1に準じる。
鉄塔及び鋼管支柱の鉛直方向応答倍率は特殊形状を除き1.0とする。
Cバンドレーダ雨量計設備の搭上機器及び空中線装置は通信用鉄塔上に設置することは想定しない。鉄塔上に設置する場合は、専用鉄塔の建設を想定し、鉄塔の応答倍率は個別に求める。

改定

1）（1－2式）．（1－4式）での算出結果を重要度区分・設置階によりまとめたものを表3－3－2、表3－3－3に示す。

耐震据付設計基準の考え方を図3－3－2に示す。

表3－3－2　建築物内に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直）入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度）

単位：m/s²

	重要機器A		重要機器B		重要機器C	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}
上層階 屋上及び塔屋	23.5	5.88	19.6	4.90	15.7	3.92
中間階	16.9	4.23	14.1	3.53	11.3	2.82
1階及び地階	9.41	2.35	7.84	1.96	6.27	1.57

電気通信設備の水平方向応答倍率＝2.0
電気通信設備の鉛直方向応答倍率＝1.0の場合

表3－3－3　通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直）入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度）

単位：m/s²

	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）		重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置	
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{ev}
建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.8	39.2	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	24.5	9.8	19.6	7.84
	×機器応答倍率			
地上高さ10m以下の鋼管支柱	19.6	9.8	15.7	7.84
	×機器応答倍率			

建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表3－3－1に準じる。
鉄塔及び鋼管支柱の鉛直方向応答倍率は特殊形状を除き1.0とする。
Cバンドレーダ雨量計設備の搭上機器及び空中線装置は通信用鉄塔上に設置することは想定しない。鉄塔上に設置する場合は、専用鉄塔の建設を想定し、鉄塔の応答倍率は個別に求める。

適用

表番号の変更

表番号の変更

表番号の変更

現　　行	改　　定	適　　用

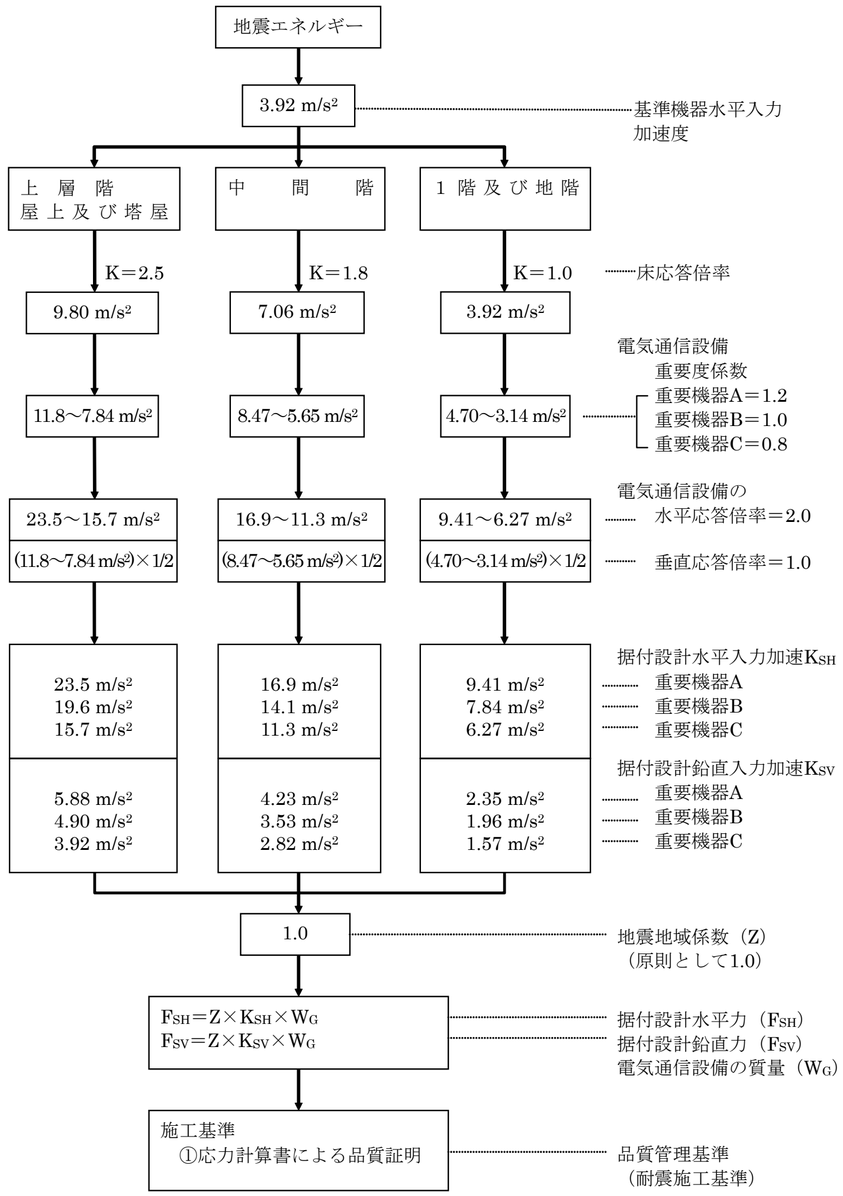

図３－３－１　電気通信設備の耐震据付設計基準の考え方

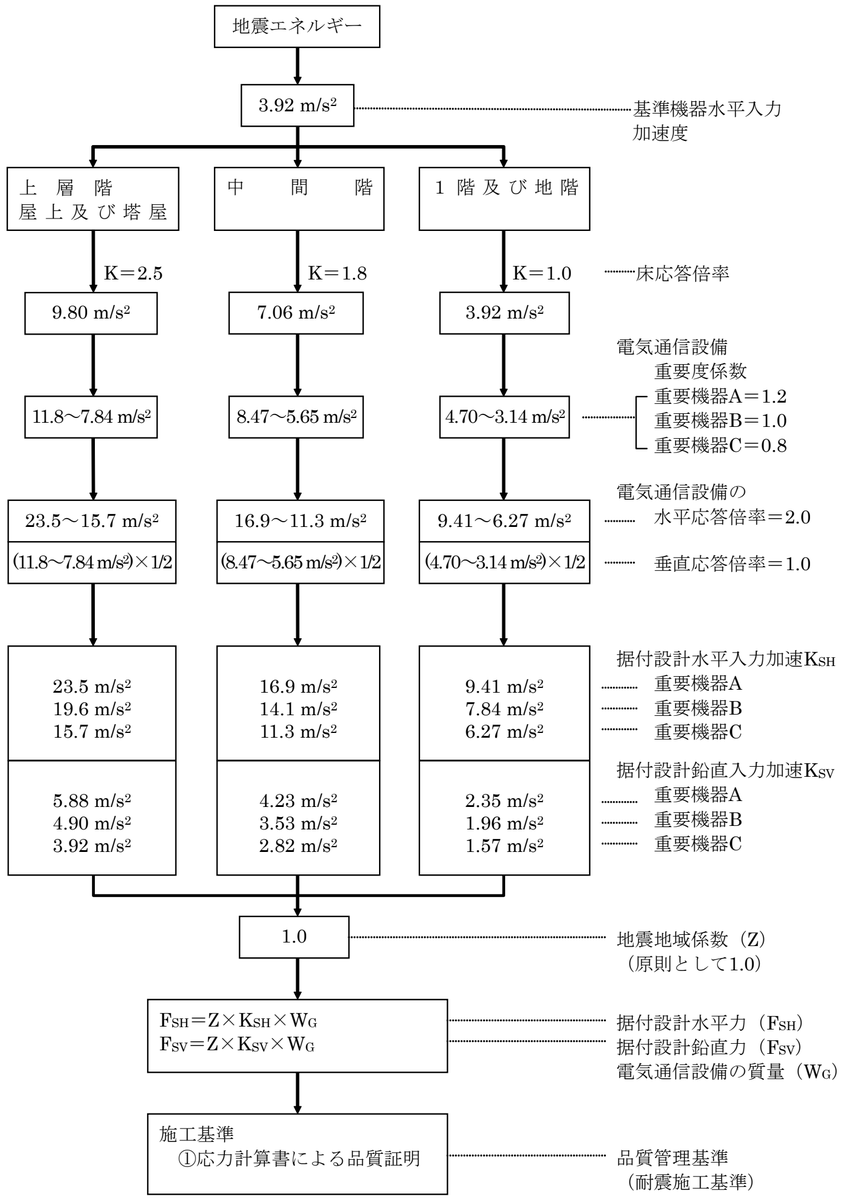

図３－３－２　電気通信設備の耐震据付設計基準の考え方

図番号の変更

現　　行	改　　定	適　　用
２）各階層の定義は図３－３－２のとおりとする。 なお、上層階とは、６階建以下の場合は最上階を、また７～９階建の場合は最上階とその直下の上層２階をいうものとする。 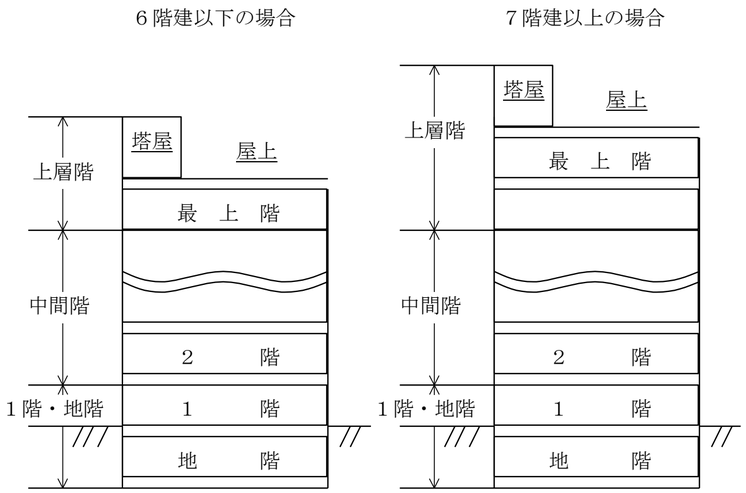 図３－３－２　各階層の定義	２）各階層の定義は図３－３－３のとおりとする。 なお、上層階とは、６階建以下の場合は最上階を、また７～９階建の場合は最上階とその直下の上層２階をいうものとする。 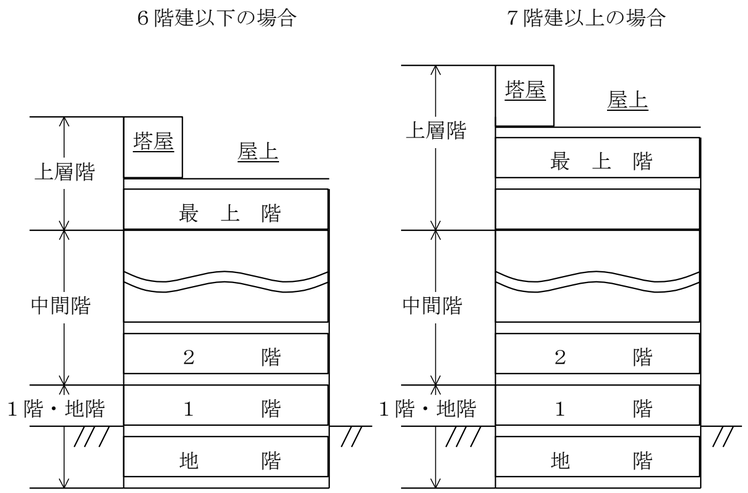 図３－３－３　各階層の定義	図番号の変更 図番号の変更 図番号の変更

現　　行

表３－３－３　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(1/4)

分類	設備名称	重要度区分
電気設備	受変電設備	
	特別高圧受変電設備 高圧受変電設備 低圧受変電設備 受変電用監視制御設備	重要機器B
	電源設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	発電設備 管理用水力発電設備 新エネルギー電源設備	重要機器Ｂ
	揚排水機場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 無停電電源設備 直流電源設備 操作制御設備 水閘門電気設備	重要機器B
	地下駐車場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 無停電電源設備 動力設備 電話設備 放送設備 ラジオ再放送設備 無線通信補助設備 身体障害者警報設備 自動火災報知設備 中央監視設備 駐車場管制設備 遠方監視設備	重要機器B
	電灯設備 インターホン設備 テレビ共聴設備 ＣＣＴＶ設備	重要機器Ｃ

改　　定

表３－３－４　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(1/4)

分類	設備名称	重要度区分
電気設備	受変電設備	
	特別高圧受変電設備 高圧受変電設備 低圧受変電設備 受変電用監視制御設備	重要機器B
	電源設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	発電設備 管理用水力発電設備 新エネルギー電源設備	重要機器Ｂ
	揚排水機場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 無停電電源設備 直流電源設備 操作制御設備 水閘門電気設備	重要機器B
	地下駐車場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器Ａ （50ｋVA以下）
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 無停電電源設備 動力設備 電話設備 放送設備 ラジオ再放送設備 無線通信補助設備 身体障害者警報設備 自動火災報知設備 中央監視設備 駐車場管制設備 遠方監視設備	重要機器B
	電灯設備 インターホン設備 テレビ共聴設備 ＣＣＴＶ設備	重要機器Ｃ

適　　用

表番号の変更

現　　行

表３－３－３　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(2/4)

分類	設備名称	重要度区分
	共同溝附帯設備	
	共同溝監視制御設備	重要機器Ｂ
通信設備	多重通信設備	
	多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器Ｂ
	テレメータ設備	
	テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器Ｂ
	放流警報設備	
	放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器Ｂ
	移動体通信設備	
	移動体通信装置	重要機器Ｂ（空中線系を含む）
	衛星通信設備	
	衛星通信固定局設備	重要機器Ｂ（空中線系を含む）
	衛星通信車載局設備 衛星通信可搬局設備	重要機器Ｂ
	ヘリコプタ映像伝送設備	
	基地局装置	重要機器Ｂ
	電話交換設備	
	自動電話交換装置	重要機器Ｂ

改　　定

表３－３－４　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(2/4)

分類	設備名称	重要度区分
	共同溝附帯設備	
	共同溝監視制御設備	重要機器Ｂ
通信設備	多重通信設備	
	多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器Ｂ
	テレメータ設備	
	テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器Ｂ
	放流警報設備	
	放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器Ｂ
	移動体通信設備	
	移動体通信装置	重要機器Ｂ（空中線系を含む）
	衛星通信設備	
	衛星通信固定局設備	重要機器Ｂ（空中線系を含む）
	衛星通信車載局設備 衛星通信可搬局設備	重要機器Ｂ
	ヘリコプタ映像伝送設備	
	基地局装置	重要機器Ｂ
	電話交換設備	
	自動電話交換装置	重要機器Ｂ

適　　用

表番号の変更

現　　行	改　　定	適　　用
表３－３－３　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(3/4)	表３－３－４　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(3/4)	表番号の変更

現行

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	有線通信設備	
	統合IPネットワーク装置 光ファイバ線路監視装置	重要機器Ｂ
	道路情報表示設備	
	道路情報表示制御装置 道路情報表示装置	重要機器Ｃ
	河川情報表示設備	
	河川情報表示制御装置 河川情報表示装置	重要機器Ｃ
	放流警報表示設備	
	放流警報表示制御装置 放流警報表示装置	重要機器Ｂ
	トンネル防災設備	
	トンネル監視制御装置	重要機器Ｂ
	非常警報設備	
	非常警報装置	重要機器Ｂ
	ラジオ再放送設備	
	ラジオ再放送装置 緊急放送装置	重要機器Ｂ
	トンネル無線補助設備	
	トンネル無線補助設備	重要機器Ｂ
	路側通信設備	
	路側通信中央局装置 路側通信端末局装置	重要機器Ｃ
	道路防災設備	
	交通遮断装置	重要機器Ｂ
	交通流車両観測装置 路車間通信装置	重要機器Ｃ
	施設計測・監視制御設備	
	強震計測装置	重要機器Ａ
	路面凍結検知装置 積雪深計測装置 気象観測装置	重要機器Ｃ

改定

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	有線通信設備	
	統合IPネットワーク装置 光ファイバ線路監視装置	重要機器Ｂ
	道路情報表示設備	
	道路情報表示制御装置 道路情報表示装置	重要機器Ｃ
	河川情報表示設備	
	河川情報表示制御装置 河川情報表示装置	重要機器Ｃ
	放流警報表示設備	
	放流警報表示制御装置 放流警報表示装置	重要機器Ｂ
	トンネル防災設備	
	トンネル監視制御装置	重要機器Ｂ
	非常警報設備	
	非常警報装置	重要機器Ｂ
	ラジオ再放送設備	
	ラジオ再放送装置 緊急放送装置	重要機器Ｂ
	トンネル無線補助設備	
	トンネル無線補助設備	重要機器Ｂ
	路側通信設備	
	路側通信中央局装置 路側通信端末局装置	重要機器Ｃ
	道路防災設備	
	交通遮断装置	重要機器Ｂ
	交通流車両観測装置 路車間通信装置	重要機器Ｃ
	施設計測・監視制御設備	
	強震計測装置	重要機器Ａ
	路面凍結検知装置 積雪深計測装置 気象観測装置	重要機器Ｃ

現　　行

表３－３－３　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(4/4)

分類	設備名称	重要度区分
	土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器Ｃ
電子応用設備	各種情報設備	重~~用~~要機器Ｂ
	ダム・堰諸量設備	
	ダム・堰放流制御装置	重~~用~~要機器~~Ｃ~~Ｂ
	レーダ雨量計設備	
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器Ｃ
	河川情報設備	
	河川情報中枢局装置 河川情報集中局装置 統一河川情報システム装置	重要機器Ｃ
	道路交通情報設備	
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器Ｃ
	ＣＣＴＶ設備	
	ＣＣＴＶ監視制御装置 ＣＣＴＶ装置 光通信装置	重要機器Ｃ
	水質自動監視設備	
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器Ｃ
	電話応答通報設備	
	電話応答（通報）装置	重要機器Ｃ
	その他	
	画像符号化装置	重要機器Ｂ
	写真電送装置 静止画電送装置 模写伝送装置	重要機器Ｃ

注）無停電電源装置・直流電源装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。

改　　定

表３－３－４　耐震据付設計の重要度区分一覧表　(4/4)

分類	設備名称	重要度区分
	土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器Ｃ
電子応用設備	各種情報設備	重~~用~~要機器Ｂ
	ダム・堰諸量設備	
	ダム・堰放流制御装置	重~~用~~要機器~~Ｃ~~Ｂ
	レーダ雨量計設備	
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器Ｃ
	統一河川情報システム	
	統一河川情報システム装置	重要機器Ｃ
	道路交通情報設備	
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器Ｃ
	ＣＣＴＶ設備	
	ＣＣＴＶ監視制御装置 ＣＣＴＶ装置 光通信装置	重要機器Ｃ
	水質自動監視設備	
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器Ｃ
	電話応答通報設備	
	電話応答（通報）装置	重要機器Ｃ
	その他	
	画像符号化装置	重要機器Ｂ
	写真電送装置 模写伝送装置	重要機器Ｃ

注）無停電電源装置・直流電源装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。

適　　用

表番号の変更

旧装置の削除、設備名称の変更

旧装置の削除

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>第4章　共通設備工
第2節　適用すべき諸基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第１編１－１－34諸法令の遵守によるほか、以下の基準類によらなければならない。
電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成28年３月）
光ファイバケーブル施工要領　（平成25年４月）
電気設備の技術基準の解釈を定める省令　（平成28年９月）
雷害対策設計施工要領（案）　（平成18年11月）
各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月）</td>
<td>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
国土交通省　電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成30年8月）
国土交通省　光ファイバケーブル施工要領　（平成25年3月）
国土交通省　雷害対策設計施工要領（案）　（平成18年11月）
経済産業省　電気設備の技術基準の解釈を定める省令　（平成29年4月）
経済産業省　電気設備の技術基準の解釈　（平成30年10月）
日本建築学会　各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月）
建設電気技術協会　電気通信設備据付標準図集　（平成27年1月）</td>
<td>道路・河川工事仕様書と整合
最新改訂年月に修正
標準図集の追加、基準類の配列の変更</td>
</tr>
<tr>
<td>第3節　一般事項
４－３－３　各種設備等の据付
１．受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第３編第３章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。
（１）自立型装置及び上下固定型装置の据付
４）装置等の配置ならびに取付け方法が設計図書によりがたい場合は、施工図により監督職員の承諾を得るものとする。
表３－４－１　電線の色別
<table>
<tr><th>電気方式</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th></tr>
<tr><td>三相3線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>第3相</td></tr>
<tr><td>三相4線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>第3相</td></tr>
<tr><td>単相2線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>単相3線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>－</td></tr>
<tr><td>直流2線式</td><td>正極</td><td>－</td><td>－</td><td>負極</td></tr>
</table>
［備考］(1)　分岐する回路の色別は、分岐前の色別による。
(2)　単相2線式の第2相が接地相の場合は、第1相を黒色とすることができる。
(3)　発電回路の第2相は、接続される商用回路の第2相の色別とする。
(4)　単相2線式と直流2線式の切換回路2次側は、直流2線式の配置と色別による。
（５）接地線の色別は、緑又は緑/黄とする。</td>
<td>**４－３－３　各種設備等の据付**
１．受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第３編第３章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。
（１）自立型装置及び上下固定型装置の据付
４）装置等の配置及び取付け方法が設計図書によりがたい場合は、施工図により監督職員の承諾を得るものとする。
表３－４－１　電線の色別
<table>
<tr><th>電気方式</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th></tr>
<tr><td>三相3線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>第3相</td></tr>
<tr><td>三相4線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>第3相</td></tr>
<tr><td>単相2線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>単相3線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>－</td></tr>
<tr><td>直流2線式</td><td>正極</td><td>－</td><td>－</td><td>負極</td></tr>
</table>
［備考］(1)　分岐する回路の色別は、分岐前の色別による。
(2)　単相2線式の第2相が接地相の場合は、第1相を黒色とすることができる。
(3)　発電回路の第2相は、接続される商用回路の第2相の色別とする。
(4)　単相2線式と直流2線式の切換回路2次側は、直流2線式の配置と色別による。
(5)　接地線の色別は、緑又は緑/黄とする。</td>
<td>表現の見直し
備考（5）の位置、フォントサイズの修正</td>
</tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
４－３－４　各種設備等の落下防止 １．第三者被害を及ぼす懸念を有する以下の設備にあっては、ワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボルトナットを選定するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備	**４－３－４　各種設備等の落下防止** １．第三者被害を及ぼす懸念を有する以下の設備にあっては、ワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止措置のうち２種類以上の異なる種類を組み合わせたM8以上のボルトナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルトナット」という。）を選定するものとする。 なお、二重ナットも緩み止め処置の１種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備	用語の統一 二重落下防止の定義追加、二重ナットの記載追加
２．ワイヤーロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。	２．ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。	用語の統一
３．ワイヤーロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロ　ープにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重（短期荷重用）を受け止める耐力を有することとし、アンカーボルトにあっては、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。	３．ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロ　ープにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重（短期荷重用）を受け止める耐力を有することとし、アンカーボルトにあっては、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。	用語の統一
第4節　共通事項 **４－４－１　防火区画等の貫通** １．金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という）を貫通する場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。 （１）金属管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等の不燃材料を充填する。 （２）金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、厚さ1.6㎜以上の鋼板で押えるものとする。 （３）金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押えるものとする。	**４－４－１　防火区画等の貫通** １．金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という）を貫通する場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。 （１）金属管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等の不燃材料を充填する。 （２）金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、標準厚さ1.6㎜以上の鋼板で押えるものとする。 （３）金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押えるものとする。	表現の見直し等、本条の全項対象
２．PF管が防火区画等を貫通する場合は、貫通する区画のそれぞれ両側１ｍ以上の距離に不燃材料の管を使用し、管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等不燃材料を充填し、その管の中に配管する。さらに不燃材料の端口は耐熱シール材等で密閉する。	２．PF管が防火区画等を貫通する場合は、以下のいずれかによる。 （１）貫通する区画のそれぞれ両側１ｍ以上の距離に不燃材料の管を使用し、管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等不燃材料を充填し、その管の中に配管する。さらに不燃材料の端口は耐熱シール材等で密閉する。 （２）関係法令に適合したもので貫通に適合するものとする。	下記、次は以下に統一する。 (1) 以外でも法令に適合したものを認める。
	５．ケーブルラックが防火区画を貫通する場合の大家処理の方法として、その耐火性能が国土交通大臣の認定を受けた方法を採用する場合は、それらに明記された所定の方法で行わなければならない。	施工方法の明確化

現　　行	改　　定	適　　用
４－４－４　器材の落下防止 １．壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、安全率を静荷重の10倍以上とし、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボルトナットにより設置するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	**４－４－４　器材の落下防止** １．第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボルトナットにより設置するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	第三者の被害の文言追加
２．壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（長期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。	２．壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数を静荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（長期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。	詳細追加、誤記訂正
第5節　配管・配線工 **４－５－１　地中配管** 地中配管は、JIS C 3653電力用ケーブルの地中埋設の施工方法によるほか、以下によるものとする。	**４－５－１　地中配管** １．一般事項 （１）地中配管は、「電気設備の技術基準の解釈第120条地中電線路の施設」及びJIS C 3653電力用ケーブルの地中埋設の施工方法によるほか、本条の規定によるものとする。 （２）道路の地下に設ける地中配線にあっては、上記の他に、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設深さ等について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知　平成28年2月22日　国道利第17号・国道保第26号・国道交安第63号）によるものとする。	地中配管の埋設深さの基準類の追加
４－５－２　屋内露出配管敷設 1.　金属管配管 （２）埋込配管 埋込配管は、本条１項（１）「露出配管」１）～５）の規定によるほか、以下によるものとする。	２．地中配管 （２）埋込配管 埋込配管は、本条１項（１）の１）～５）の規定によるほか、以下によるものとする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）

表３－４－２　ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流（A）	ボンド線の太さ
100　以下	2.0mm^{2}以上
225　以下	5.5mm^{2}以上
600　以下	14.0mm^{2}以上

表３－４－３　電動機用配管のボンド線の太さ

200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ
7.5kW以下	15kW以下	2.0mm^2 以上
22.0kW以下	45kW以下	5.5mm^2 以上
37.0kW以下	75kW以下	14.0mm^2 以上

表３－４－２　ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流（A）	ボンド線の太さ
100　以下	2.0mm 以上
225　以下	5.5mm^{2}以上
600　以下	14.0mm^{2}以上

太さの誤り修正

表３－４－３　電動機用配管のボンド線の太さ

200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ
7.5kW以下	15kW以下	2.0mm 以上
22.0kW以下	45kW以下	5.5mm^2 以上
37.0kW以下	75kW以下	14.0mm^2 以上

太さの誤り修正

現　　行	改　　定	適　　用
2.　合成樹脂管配管 （２）埋込配管 埋込配管は、前項（１）「露出配管」１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。 （４）配管の養生及び清掃 配管の養生及び清掃は、第３編４－５－２、１項金属管配管（４）の規定による。	（２）埋込配管 埋込配管は、本条１項（１）の１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。 （４）配管の養生及び清掃 配管の養生及び清掃は、本条１項（４）の規定による。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
４－５－３　屋外露出配管敷設 １．金属管配管 金属管配管は、第３編４－５－２、1項金属管配管の規定によるほか、以下によるものとする。 （１）屋上で露出配管を行う場合は、防水層を傷つけないように行うものとする。 （２）雨のかかる場所での管端は、下向きに曲げ、雨水が侵入しないようにする。	**４－５－３　屋外露出配管敷設** １．金属管配管 金属管配管は、第３編４－５－２屋内露出配管第１項の規定によるほか、以下によるものとする。 （１）屋上で露出配管を行う場合は、防水層を傷つけないように行うものとする。 （２）雨のかかる場所での管端は、下向きに曲げ、雨水が侵入しないようにする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
２．合成樹脂管配管 合成樹脂管配管は、第３編４－５－２、２項合成樹脂管配管の規定による。ただし、合成樹脂管の露出配管において、耐候性のないものは直接太陽光線があたる場所に施工してはならない。	２．合成樹脂管配管 合成樹脂管配管は、第３編４－５－２屋内露出配管第２項の規定による。ただし、合成樹脂管の露出配管において、耐候性のないものは直接太陽光線があたる場所に施工してはならない。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
４－５－４　地中配線 １．一般事項 （１）地中配線は、JIS C 3653「電力用ケーブルの地中埋設の施工方法」によるほか、本節によるものとする。 （２）低圧地中ケーブルが高圧地中ケーブルと、または低圧若しくは高圧地中ケーブルと特別高圧地中ケーブルが接近し、交さする場合は、以下のいずれかによる。ただし、マンホール、ハンドホールの内部で接触しないように施設する場合は、この限りでない。	**４－５－４　地中配線** １．一般事項 （１）地中配線は、「電気設備の技術基準の解釈第120条地中電線路の施設」及びJIS C 3653「電力用ケーブルの地中埋設の施工方法」によるほか、本条の規定によるものとする。 （２）道路の地下に設ける地中配線にあっては、上記の他に、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設深さ等について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知　平成28年2月22日　国道利第17号・国道保第26号・国道交安第63号）によるものとする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合） 地中配管の埋設深さの基準類の追加
４－５－５　屋内配線 1.　一般事項 （３）高圧屋内配線と、他の高圧屋内配線、低圧屋内配線、管灯回路の配線、弱電流電線等が交さする場合は、以下のいずれかの処置をとるものとする。ただし、高圧ケーブル相互の場合は、この限りでない。	（３）高圧屋内配線と、他の高圧屋内配線、低圧屋内配線、管灯回路の配線、弱電流電線等が交差する場合は、以下のいずれかの処置をとるものとする。ただし、高圧ケーブル相互の場合は、この限りでない。	誤記訂正
2.　通　　線 （2）　ダクト内配線 ３）ダクトの蓋には、電線などの荷重がかからないようにすること。 3.　ケーブル配線 （1）　露出配線 ２）ケーブルの接続は、合成樹脂モール工法やボックス内接続とする。	３）ダクトのふたには、電線などの荷重がかからないようにすること。 ２）ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。	用語表現の統一

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>（２）ケーブルラック配線
１）ケーブルは整然と並べ、水平部では３ｍ以下、垂直部で1.5m以下の間隔ごとに緊縛する。ただし、トレー形ケーブルラックの水平部においては、この限りでない。</td>
<td>（２）ケーブルラック配線
１）ケーブルは整然と並べ、水平部では３ｍ以下、垂直部で1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラックの水平部においては、この限りでない。</td>
<td>表現の見直し</td>
</tr>
<tr>
<td>４）電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積みの場合は、この限りでない。</td>
<td>４）電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積み、分電盤の2次側のケーブル、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。</td>
<td>積み重ね敷設の特例の追加</td>
</tr>
<tr>
<td>（３）　ころがし配線
４）弱電流電線と交さする場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。</td>
<td>４）弱電流電線と交差する場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。</td>
<td>誤記訂正</td>
</tr>
<tr>
<td>（５）　平形保護層配線
５）電線は、重ね合わせて敷設してはならない。ただし、折り曲げ箇所、交さ部分、接続部及び電線引出し部周辺は、この限りでない。</td>
<td>５）電線は、重ね合わせて敷設してはならない。ただし、折り曲げ箇所、交差部分、接続部及び電線引出し部周辺は、この限りでない。</td>
<td>誤記訂正</td>
</tr>
<tr>
<td>６）電線と通信用フラットケーブルを平行して敷設する場合は、0.1m以上離隔すること。
なお、交さする場合は、金属保護層（接地された上部保護層を含む。）で分離し直交させるものとする。</td>
<td>６）電線と通信用フラットケーブルを平行して敷設する場合は、0.1m以上離隔すること。
なお、交差する場合は、金属保護層（接地された上部保護層を含む。）で分離し直交させるものとする。</td>
<td>誤記訂正</td>
</tr>
<tr>
<td>**４－５－７　架空配線**
１．低高圧架空電線の高さ
（１）低圧架空電線または高圧架空電線の高さは、表３－４－５に規定する値以上とすること。
表３－４－５　低高圧架空電線の高さ
［電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解」という）第68条より抜粋］
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>高さ</th></tr>
<tr><td colspan="2">道路（車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される分を除く）を横断する場合</td><td>路面上6m</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄道又は軌道を横断する場合</td><td>レール面上5.5m</td></tr>
<tr><td colspan="2">低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合</td><td>横断歩道橋の路面上3m</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合</td><td>横断歩道橋の路面上3.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外</td><td>屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150Ｖ以下のものを交通に支障のないように施設する場合</td><td>地表上4m</td></tr>
<tr><td>低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合</td><td>地表上4m</td></tr>
<tr><td>その他の場合</td><td>地表上5m</td></tr>
</table>
（２）低圧架空電線または高圧架空電線を、水面上に施設する場合は、電線の水面上の高さを、船舶の航行等に危険を及ぼさないように、保持しなければならない。
（３）高圧架空電線路を、氷雪の多い地方に施設する場合は、電線の積雪上の高さを、人または車両の通行等に危険を及ぼさないように、保持しなければならない。</td>
<td>**４－５－７　架空配線**
１．低高圧架空電線の高さ
低圧架空電線または高圧架空電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第68条低高圧架空電線の高さ」の規定によるものとする。</td>
<td>電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更（以下、４－５－７の11項まで共通）</td>
</tr>
</table>

現　　行

２．低高圧架空電線と建造物との接近

（１）低圧架空電線または高圧架空電線を、建造物（人が居住し若しくは勤務し、またはひんぱんに出入り若しくは来集する造営物。）と接近状態に施設する場合は、低圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離を、表３－４－６に掲げる値以上とする。

表３－４－６　低高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離
（電技解、第71条より抜粋）

架空電線の種類	区　　分	離隔距離
ケーブル	上部造営材の上方	1m
	その他	0.4m
高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線を使用する、低圧架空電線	上部造営材の上方	1m
	その他	0.4m
その他	上部造営材の上方	2m
	人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	0.8m
	その他	1.2m

なお、高圧架空電線路（高圧屋側電線路または架空引込線等を除く。）は、高圧保安工事によるものとする。

（２）低圧架空電線または高圧架空電線が建造物と接近する場合において、低圧架空電線または高圧架空電線を建造物の下方に施設するときは、低圧架空電線または高圧架空電線と建造物との離隔距離は、表３－４－７に掲げる値以上とし、危険の恐れがないように施設しなければならない。

表３－４－７　低高圧架空電線と建造物の下方との離隔距離（電技解、第71-2条より抜粋）

使用電圧区分	電線の種類	離隔距離
低圧	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.3m
	その他	0.6m
高圧	ケーブル	0.4m
	その他	0.8m

（３）低圧架空電線または高圧架空電線が、建造物に施設される、簡易な突出、看板、その他人が上部に乗る恐れがない造営材と接近する場合において、以下のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線または高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、（１）（なお書きを除く。）及び（２）の規定によらなくてもよい。

改　　定

２．低高圧架空電線と建造物との接近

（１）低圧架空電線または高圧架空電線を、建造物）と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第71条低高圧架空電線と建造物との接近」の規定によるものとする。

適　　用

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>
1）絶縁電線を使用する低圧架空電線において、当該造営材との遠隔距離が0.4m以上である場合。
2）電線に絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用し、当該電線を低圧防護具により防護した低圧架空電線を、当該造営材に接触しないように施設する場合。
3）電線に高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用し、当該電線を高圧防護具により防護した高圧架空電線を、当該造営材に接触しないように施設する場合。
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>
3．低高圧架空電線と道路等との接近または交さ
低圧架空電線または高圧架空電線を道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この条項において同じ）、横断歩道橋、鉄道、軌道（以下この項において「道路等」という。）と接近状態に施設する場合は、以下によるものとする。
1）高圧架空電線路は、高圧保安工事により施工すること。
2）低圧架空電線又は高圧架空電線と道路等の離隔距離（道路若しくは横断歩道橋の路面上又は鉄道若しくは軌道のレール面上の離隔距離は除く）は以下によるものとする。
①水平離隔距離を、低圧架空電線にあっては1m以上、高圧架空電線にあっては1.2m以上とする。
②離隔距離を3m以上とする。
3）高圧架空電線が、道路等の上に交さして施設される場合は、高圧架空電線路を高圧保安工事により施設するものとする。
4）低圧架空電線又は高圧架空電線が、道路等の下方に接近又は交さして施設される場合における、低圧架空電線又は高圧架空電線と道路等との離隔距離は、表３－４－８（５）に掲げる値以上とする。
</td>
<td>
3．低高圧架空電線と道路等との接近または交差
低圧架空電線または高圧架空電線を道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この条項において同じ）、横断歩道橋、鉄道、軌道（以下この項において「道路等」という。）と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第72条低高圧架空電線と道路等との接近又は交差」の規定によるものとする。
</td>
<td>
誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
</td>
</tr>
<tr>
<td>
4．低高圧架空電線と索道との接近または交さ
低圧架空電線又は高圧架空電線が、索道と近接状態に施設される場合は、以下によるものとする。
1）高圧架空電線路は、高圧保安工事により施工すること。
2）低圧架空電線又は高圧架空電線と索道との離隔距離は、表３－４－８（１）に掲げる値以上とする。
表３－４－８（１）　低高圧架空電線と索道との離隔距離（電技解、第73条より抜粋）
<table>
<tr><th>使用電圧区分</th><th>電線の種類</th><th>離隔距離</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧</td><td>ケーブル</td><td>0.4m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.8m</td></tr>
</table>
</td>
<td>
4．低高圧架空電線と索道との接近または交差
低圧架空電線又は高圧架空電線が、索道と近接状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。
</td>
<td>
誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
</td>
</tr>
</table>

現　　行

（１）低圧架空電線又は高圧架空電線が、索道の下方に接近して施設される場合は下記のいずれかによるものとする。

１）架空電線と索道との水平距離を、索道の支柱の地表上の高さに相当する距離以上とするものとする。

２）架空電線と索道との水平距離が、低圧架空電線にあっては2m以上、高圧架空電線にあっては2.5m以上であり、かつ、索道の支柱が倒壊した際に索道が架空電線に接触するおそれがない範囲に架空電線を施設するものとする。

３）架空電線と索道との水平距離が3m未満である場合において、次に適合する堅牢な防護装置を架空電線の上方に施設するものとする。

①防護装置と架空電線との離隔距離は、0.6m（電線がケーブルである場合は0.3m）以上であること。

②金属製部分には、Ｄ種接地工事を施すこと。

（２）低圧架空電線又は高圧架空電線が、索道と交さする場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線を索道の上に、第１項各号の規定に準じて施設すること。ただし、前項第３）号の規定に準じて施設する場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線を索道の下に施設することができるものとする。

５．低高圧架空電線相互の接近または交さ

低圧架空電線又は高圧架空電線が、他の低圧架空電線路又は高圧架空電線路と接近又は交さする場合における相互離隔距離は、表３－４－８（２）に掲げる値以上とする。

表３－４－８（２）　低高圧架空電線と他の低高圧架空電線路の離隔距離
（電技解、第74条より抜粋）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">架空電線の種類</td><td colspan="3">他の低圧架空電線等</td><td colspan="2">他の高圧架空電線等</td><td rowspan="3">他の低圧架空電線路又は高圧架空電線路の支持物</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>その他</td><td>ケーブル</td><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧架空電線</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td colspan="2">0.3m</td><td rowspan="2">0.4m</td><td rowspan="2">0.8m</td><td rowspan="2">0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.3m</td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧架空電線</td><td>ケーブル</td><td colspan="2">0.4m</td><td colspan="2">0.4m</td><td>0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">0.8m</td><td>0.4m</td><td>0.8m</td><td>0.6m</td></tr>
</table>

改　　定

５．低高圧架空電線相互の接近または交差

低圧架空電線又は高圧架空電線が、他の低圧架空電線路又は高圧架空電線路と接近又は交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第74条低高圧架空電線と他の低高圧架空電線路との接近又は交差」の規定によるものとする。

適　　用

誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>
（１）高圧架空電線が、低圧架空電線と接近状態に施設される場合は、高圧架空電線を、高圧保安工事により施設すること。ただし、低圧架空電線が、電技解第２４条第１項の規定により電路の一部に接地工事を施したものである場合は、この限りでない。
（２）高圧架空電線が低圧架空電線の下方に接近して施設される場合は、高圧架空電線と低圧架空電線との水平距離は、低圧架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上であること。ただし、技術上やむを得ない場合において、次の各項のいずれかに該当するときはこの限りでない。
１）高圧架空電線と低圧架空電線との水平距離が2.5m以上であり、かつ、低圧架空電線路の電線の切断、支持物の倒壊等の際に、低圧架空電線が高圧架空電線に接触するおそれがない範囲に高圧架空電線を施設する場合
２）次のいずれかに該当する場合において、低圧架空電線路を低圧保安工事（電線に係る部分を除く。）により施設するとき
①低圧架空電線と高圧架空電線との水平距離が2.5m以上である場合
②低圧架空電線と高圧架空電線との水平距離が1.2m以上、かつ、垂直距離が水平距離の1.5倍以下である場合
３）低圧架空電線路を低圧保安工事により施設する場合
低圧架空電線が、電気設備技術基準の解釈第２４条第１項の規定により電路の一部に接地工事を施したものである場合
（３）高圧架空電線と低圧架空電線が交さする場合は、高圧架空電線を低圧架空電線の上に、第１項の規定に準じて施設すること。ただし、技術上やむを得ない場合において、前項の第３号又は第４号の規定に該当する場合は、高圧架空電線を低圧架空電線の下に施設することができる。
（４）高圧架空電線が他の高圧架空電線と接近又は交さする場合は、上方又は側方に施設する高圧架空電線路を、高圧保安工事により施設すること。
６．低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近または交さ
低圧架空電線又は高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電車線等の支持物と接近又は交さする場合の相互の離隔距離は、表３－４－８（３）に掲げる値以上とする。
表３－４－８（３）　低高圧架空電線と電車線等又は電車線等支持物との離隔距離
（電技解、第75条より抜粋）
<table>
<tr><th colspan="2">架空電線の種類</th><th>低圧の電車線等</th><th>高圧の電車線等</th><th>低圧又は高圧の電車線の支持物</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧架空電線</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>0.3m</td><td rowspan="2">1.2m</td><td rowspan="2">0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧架空電線</td><td>ケーブル</td><td>0.4m</td><td>0.4m</td><td>0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.8m</td><td>0.8m</td><td>0.6m</td></tr>
</table>
</td>
<td>
６．低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近または交差
低圧架空電線又は高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電車線等の支持物と接近又は交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。
</td>
<td>
誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
</td>
</tr>
</table>

現　　行

（１）低圧架空電線が、高圧の電車線等と接近状態に施設される場合は、電気設備技術基準の解釈第７４条第３項の規定に準じることとする。

（２）低圧架空電線が、高圧の電車線等の上に交さして施設される場合は、低圧架空電線路を低圧保安工事により施設すること。ただし、低圧架空電線が電気設備技術基準の解釈第２４条第１項の規定により電路の一部に接地工事を施したものである場合は、この限りでない。

７．低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近または交さ

低圧架空電線又は高圧架空電線を架空弱電流電線又は架空光ケーブル（以下「架空弱電流電線等」という。）と接近状態に施設する場合は、表３－４－８（４）に掲げる値以上とする。

表３－４－８（４）　低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近又は交さ
（電技解、第76条より抜粋）

架空電線の種類		架空弱電流電線等		架空弱電流電線路等の支持物
		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルであるとき	その他の場合	
低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m	0.3m
	その他	0.3m	0.6m	
高圧架空電線	ケーブル	0.4m		0.3m
	その他	0.8m		0.6m

（１）高圧架空電線が、架空弱電流電線等と接近状態に施設される場合は、高圧架空電線路を高圧保安工事により施設する。ただし、高圧架空電線が電力保安通信線（高圧又は特別高圧の架空電線路の支持物に施設するものに限る）又はこれに直接接続する通信線と接近する場合はこの限りでない。

（２）低圧架空電線又は高圧架空電線が、架空弱電流電線等の下方に接近する場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線と架空弱電流電線等との水平距離は、架空弱電流電線路等の支持物の地表上の高さに相当する距離以上であること。ただし、技術上やむを得ない場合において、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

１）架空電線が、低圧架空電線である場合

２）架空弱電流電線路等が、高圧架空電線路の支持物に係わる電気設備技術基準の解釈第５９条、第６０条、及び第６２条の規定に準じるとともに、危険のおそれがないように施設されたものである場合

改　　定

７．低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近または交差

低圧架空電線又は高圧架空電線を架空弱電流電線路等と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第76条低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近又は交差」の規定によるものとする。

適　　用

誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>
３）高圧架空電線と架空弱電流電線等との水平距離が2.5m以上であり、かつ架空弱電流電線路等の支持物倒壊等の際に、架空弱電流電線路等が高圧架空電線に接触するおそれがない範囲に高圧架空電線を施設する場合
（３）低圧架空電線又は高圧架空電線と架空弱電流電線等とが交さして施設される場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線を架空弱電流電線等の上に施設するとともに、高圧架空電線にあっては第（２）項の規定に準じて施設すること。ただし技術上やむを得ない場合において、前項１）号又は２）号に該当するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線を架空弱電流電線等の下に施設することができるものとする。

８．低高圧架空電線とアンテナとの接近又は交さ
（１）低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナと接近状態に施設される場合は以下によるものとする。
１）高圧架空電線路は、高圧保安工事により施設する
２）架空電線とアンテナとの離隔距離（架渉線により施設するアンテナにあっては、水平離隔距離）は、表３－４－８（５）に規定する値以上であること。
表３－４－８（５）　架空電線とアンテナとの離隔距離（電技解、第77条より抜粋）
<table>
<tr><th colspan="2">架空電線の種類</th><th>離隔距離</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧架空電線</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧架空電線</td><td>ケーブル</td><td>0.4m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.8m</td></tr>
</table>
（２）低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナの下方に接近する場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線とアンテナとの水平距離は、アンテナの支柱の地表上の高さに相当する距離以上であること。ただし、技術上やむを得ない場合において、「電気設備の技術基準の解釈」第７７条に基づき施設する場合はこの限りではない。
（３）低圧架空電線又は高圧架空電線が、架渉線により施設するアンテナと交差する場合は、低圧架空電線又は高圧架空電線をアンテナの上に、（１）項の規定（　２）における「水平離隔距離」は「離隔距離」と読み替えるものとする。）に準じて施設すること。ただし、技術上やむを得ない場合において、電気設備の技術基準の解釈第７７条に基づき施設する場合はこの限りではない。
</td>
<td>
８．低高圧架空電線とアンテナとの接近又は交差
低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナと接近状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第77条低高圧架空電線とアンテナとの接近又は交差」の規定によるものとする。
</td>
<td>
誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>
９．低高圧架空電線と他の工作物との接近又は交さ
（１）低圧架空電線又は高圧架空電線が、構造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、他の低圧架空電線路又は高圧架空電線路、電車線等、架空弱電流電線路等、アンテナ及び特別高圧架空電線以外の工作物（以下この条項において「他の工作物」という。）と接近して施設される場合、又は他の工作物の上に交さして施設される場合における、低圧架空電線又は高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は、表３－４－８（６）に掲げる値以上とする。
表３－４－８（６）　低高圧架空電線と他の工作物との接近又は交さ
（電技解、第78条より抜粋）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>架空電線の種類</th><th>離隔距離</th></tr>
<tr><td rowspan="4">造営物の上部造営材の上方</td><td rowspan="2">低圧架空電線</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>1m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧架空電線</td><td>ケーブル</td><td>1m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他</td><td rowspan="2">低圧架空電線</td><td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td><td>0.3m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.6m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧架空電線</td><td>ケーブル</td><td>0.4m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>0.8m</td></tr>
</table>
（２）高圧架空電線が、他の工作物と接近状態に施設される場合、又は他の工作物の上に交さして施設される場合において、高圧架空電線路の電線の切断、支持物の倒壊等の際に、高圧架空電線が他の工作物と接触することにより人に危害を及ぼすおそれがあるときは、高圧架空電線路を高圧保安工事により施設すること。
（３）低圧架空電線又は高圧架空電線が、他の工作物の下方に接近して施設される場合は、危険のおそれがないように施設すること。

10．低高圧架空電線と植物との離隔距離
低圧または高圧の架空電線は、常時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、電線を防護具に収めた場合または耐摩耗性を有する電線を使用する場合はこの限りではない。
</td>
<td>
９．低高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差
低圧架空電線または高圧架空電線が、構造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、他の低圧架空電線路又は高圧架空電線路、電車線等、架空弱電流電線路等、アンテナ及び特別高圧架空電線以外の工作物（以下この条項において「他の工作物」という。）と接近して施設される場合、又は他の工作物の上に交差して施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第78条低高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差」の規定によるものとする。

10．低高圧架空電線と植物との離隔距離
低圧架空電線または高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、「電気設備の技術基準の解釈第79条低高圧架空電線と植物との接近」の規定場合はこの限りではない。
</td>
<td>
誤記訂正

誤記訂正

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更

電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
</td>
</tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
11．低高圧架空引込線の高さ （１）低圧架空引込線の高さは、以下によるものとする。 １）道路（車道と歩道の区別がある道路にあっては車道）を横断する場合は、路面上５ｍ以上（技術上やむを得ない場合において、交通に支障のないときは３ｍ以上）とする。 ２）鉄道または軌道を横断する場合は、軌条面上5.5m以上とする。 ３）横断歩道橋の上に施設する場合は、路面上３ｍ以上とする。 ４）１）～３）以外の場合は、地表上４ｍ以上（技術上やむを得ない場合において、交通に支障のないときは2.5m以上）とする。	11．低高圧架空引込線の高さ （１）低圧架空引込線の電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第116条低圧架空引込線等の施設第１項六」の規定によるものとする。	電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
（２）高圧架空引込線の高さは、地表上５ｍ以上とする。ただし、技術上やむを得ない場合において、監督職員の承諾により3.5mまで減ずることができる。この場合において、その高圧架空引込線がケーブル以外のものであるときは、その電線の下方に危険である旨の表示をしなければならない。	（２）高圧架空引込線の電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第117条高圧架空引込線等の施設第１項四」の規定によるものとする。	電技解の記載内容の引用から引用上の記載に変更
４－５－８　電力ケーブル端末処理 2.　ビニル外装ケーブルなどの端末処理 （１）ケーブルの心線は、粘着ビニルテープなどで色別する。	（１）ケーブルの心線は、絶縁キャップで色別する。	
４－５－10　コンクリート穴あけ・はつり ２．作業は、建造物の損傷等周辺に悪影響を与えないように、慎重に行うものとする。 ３．配管等施工後は、モルタル等により補修を行うものとする。	２．作業は、建造物損傷、作業中のはつり殻及びほこりの飛散等周辺に悪影響を与えないように、慎重に行うものとする。 ３．放射線投下検査などの非破壊検査は、必要に応じて行うものとする。 ４．配管等施工後は、モルタル等により補修を行うものとする。	作業内容の明確化 放射線透過検査などの追加 項番号の変更
第6節　配線器具設置工 **４－６－１　ダクト取付** 1.　金属ダクト （２）　ダクトの接続 ４）ボンディングに用いる接続線は、第３編４－５－２屋内露出配管敷設１項（３）の３）～４）の規定による。	４）ボンディングに用いる接続線は、第３編４－５－２屋内露出配管１項（３）の３）～４）の規定による。	引用元条名称の誤り
６）接地については、第３編第４章第16節接地設置工の規定によるもとする。	６）接地については、第３編第４章第16節接地設置工の規定による。	引用表現の統一
2.　フロアダクト （２）　ダクトの接続 ２）ボンディングに用いる接続線は、第３編４－５－２屋内露出配管敷設１項（３）の３）～４）の規定による。	２）ボンディングに用いる接続線は、第３編４－５－２屋内露出配管１項（３）の３）～４）の規定による。	引用元条名称の誤り
４）ダクトと金属管、合成樹脂製可とう管、CD管、可とう電線管などの接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。	４）ダクトと金属管、合成樹脂製可とう管、可とう電線管などの接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。	一般的ではない配管（CD管）の削除

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td>3.　バスダクト
（2）　ダクトの接続
4）ボンディングに用いる接続線は、表３－４－９に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめっき銅線とする。

表３－４－９　ボンド線の太さ
<table><tr><th>配線用遮断器などの定格電流（A）</th><th>ボンド線の太さ（mm²）</th></tr><tr><td>400　以　下</td><td>22　以　上</td></tr><tr><td>600　以　下</td><td>38　以　上</td></tr><tr><td>1000　以　下</td><td>60　以　上</td></tr><tr><td>1200　以　下</td><td>100　以　上</td></tr></table>
5）ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分で接続してはならない。
6）接地については、第３編第４章第13節接地設置工の規定による。</td>
<td>4）ボンディングに用いる接続線は、表３－４－５に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめっき銅線とする。

表３－４－５　ボンド線の太さ
<table><tr><th>配線用遮断器などの定格電流（A）</th><th>ボンド線の太さ（mm²）</th></tr><tr><td>400　以　下</td><td>22　以　上</td></tr><tr><td>600　以　下</td><td>38　以　上</td></tr><tr><td>1000　以　下</td><td>60　以　上</td></tr><tr><td>1200　以　下</td><td>100　以　上</td></tr></table>
5）ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分で接続してはならない。
6）接地については、第３編第４章第13節接地設置工の規定による。</td>
<td>表番号の変更（４－５－７の表削除による）</td>
</tr>
<tr>
<td>4.　金属線ぴ
（1）　線ぴの敷設
2）二種金属線ぴの支持は、前項３、（1）ダクトの敷設の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトの呼び径は９㎜以上とする。なお、振止めを施すものとする。</td>
<td>2）二種金属線ぴの支持は、本条３項（1）の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトの呼び径は９㎜以上とする。なお、振止めを施すものとする。</td>
<td>引用表現の統一</td>
</tr>
<tr>
<td>**４－６－２　ケーブルラック設置**

（2）ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では２m以下、アルミ製では1.5m以下とする。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所で支持すること。
（3）ケーブルラックの垂直支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの部分は6m以下の範囲で、各階支持としてもよいものとする。
（4）ケーブルラック本体相互は、ボルトなどにより電気的に接続すること。
（5）ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第３編４－５－２屋内露出配管敷設１項（３）の４）の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電気的に接続すること。

（6）ケーブルラックを支持する吊りボルトは、ケーブルラックの幅が600㎜以下のものでは呼び径９㎜以上、600㎜を越えるものでは呼び径12㎜以上とすること。
（7）アルミ製ケーブルラックは、支持物との間に異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。</td>
<td>（2）つり材の長さが平均200㎜を超過するか、幅400㎜以上のケーブルラックを敷設する場合、耐震支持を行わなければならない。
（3）ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では２m以下、アルミ製では1.5m以下とする。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所で支持すること。
（4）ケーブルラックの垂直支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの部分は6m以下の範囲で、各階支持としてもよいものとする。
（5）ケーブルラック本体相互は、ボルトなどにより電気的に接続すること。
（6）ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第３編４－５－２屋内露出配管１項（３）の４）の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電気的に接続すること。ただし、自在継手部において、電気的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。
（7）壁面、天井面固定のアンカーボルトは、二重落下防止の対策が施されたものを使用しなければならない。
（8）ケーブルラックを支持する吊りボルトは、ケーブルラックの幅が600㎜以下のものでは呼び径９㎜以上、600㎜を越えるものでは呼び径12㎜以上とすること。
（9）アルミ製ケーブルラックは、支持物との間に異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。</td>
<td>耐震支持の内容を追加（2）、（7）
項番の変更（（2）以降）

条名称の誤り

ボンディング省略の追加

二重落下防止対策の追記</td>
</tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
第7節　通信配線工 **４－７－１　給電線敷設** 1.　導波管の敷設 （３）導波管のフランジ接続は、ノックピンを使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。 なお、結合用ねじは、真ちゅうまたはステンレス製とする。	（３）導波管のフランジ接続は、ノックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。 なお、結合用ねじは、真ちゅうまたはステンレス製とする。	実態に合わせて記載内容の見直し
（４）空中線の振動吸収、温度膨脹による収縮及び角度補正などのために、フレキシブル導波管を使用すること。	（４）空中線の振動吸収、温度膨脹による収縮及び角度補正などのために、可とう導波管またはフレキシブル導波管を使用すること。	
（７）導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあっては1.5m以下とし、12GHz帯にあっては１m以下とする。ただし、導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあっては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とし、屈曲箇所にあっては、屈曲点から0.3m以下とする。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。	（７）導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあっては1.5m以下とし、12GHz帯にあっては１m以下とする。ただし、導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあっては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。	実態に合わせて記載内容の見直し
（９）導波管は、交さしないように敷設すること。	（９）導波管は、交差しないように敷設すること。	誤記訂正
２．長尺可とう導波管、だ円導波管及びまゆ形導波管などの敷設 （１）長尺可とう導波管、だ円導波管及びまゆ形導波管などを使用する範囲は、空中線端子から気密窓導波管までとする。	２．長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設 （１）長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線端子から気密窓導波管までとする。	まゆ形は使用されないため削除
（２）だ円導波管及びまゆ形導波管の曲げ加工は、専用工具を用いて行うものとする。		専用工具を用いての作業は少ないため
（３）導波管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。 （４）上記以外については、第３編４－７－１、１項導波管の敷設の規定による。	（２）導波管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。 （３）上記以外については、本条１項の規定による。	項番号の変更 引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合） 引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
３．同軸ケーブルの敷設 同軸ケーブルの敷設は、第３編４－７－１、１項導波管の敷設（８）～（11）の規定によるほか、以下によるものとする。	３．同軸管の敷設 （１）同軸管の敷設は、本条１項（９）～（11）の規定によるほか、以下によるものとする。	ケーブルを管に変更（（1）） ケーブルを管に変更（（1））
１）同軸ケーブルの最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。	１）同軸管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。	
２）同軸ケーブルの支持間隔は、仕上り外径20㎜以下にあっては１m以下とし、20㎜を超える場合にあっては1.5m以下とする。ただし、屈曲部にあっては屈曲中心点から0.3m以下とする。	２）同軸管の支持間隔は、仕上り外径20㎜以下にあっては１m以下とし、20㎜を超える場合にあっては1.5m以下とする。ただし、屈曲部にあっては屈曲中心点から0.3m以下とする。	
３）同軸ケーブルと無線機空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、屋外空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸ケーブルの相互接続及び端末は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。 なお、湿気のある場所におけるコネクタ接続は、第３編４－７－４通信ケーブル接続（３）の規定による。	３）同軸管と無線機空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、屋外空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸管の相互接続及び端末は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。 なお、湿気のある場所におけるコネクタ接続は、第３編４－７－４通信ケーブル接続（３）の規定による。	
４）同軸ケーブルを鋼板組立柱などに取付ける場合は、同軸ケーブルを損傷しないように防護し、ステンレスバンドなどにより固定すること。	４）同軸管を鋼板組立柱などに取付ける場合は、同軸ケーブルを損傷しないように防護し、ステンレスバンドなどにより固定すること。	

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>適　　用</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>４．同軸ケーブルの敷設
（１）同軸ケーブルの敷設は、本条３項の規定によるほか、以下によるものとする。
１）同軸ケーブルを造営材に取付ける場合は、ケーブルの被覆を損傷しないように注意し、適合する取付金具で固定する。この場合の固定間隔は0.5m以下とする。
２）同軸ケーブルをケーブルラックに取付ける場合は、適合する方法で行う者とする。</td>
<td>同軸ケーブルの記載について追記
項番号の変更</td>
</tr>
<tr>
<td>４．LCX・ARE誘導線の敷設</td>
<td>５．LCX・ARE誘導線の敷設</td>
<td>項番号の変更</td>
</tr>
<tr>
<td>４－７－２　電線・ケーブル敷設
１．通信地中配線
（１）通信ケーブルの地中配線と、地中強電流電線との離隔は、第３編４－５－４、１項一般事項の規定による。
（２）ケーブルの配線は、第３編４－５－４、２項ケーブル配線（１）～（６）及び（８）～（11）の規定によるほか、以下によるものとする。
ケーブルの屈曲半径は、ケーブルの仕上り外径の６倍以上とする。ただし、CCPケーブル、CPEV-Sケーブル、CPEE-Sケーブルは、10倍以上とする。</td>
<td>４－７－２　電線・ケーブル敷設
１．通信地中配線
（１）通信ケーブルの地中配線と、地中強電流電線との離隔は、第３編４－５－４地中配線１項の規定による。
（２）ケーブルの配線は、第３編４－５－４地中配線２項（１）～（５）及び（７）～（１０）の規定によるほか、以下によるものとする。
ケーブルの屈曲半径は、ケーブルの仕上り外径の６倍以上とする。ただし、CCPケーブル、CPEV-Sケーブル、CPEE-Sケーブルは、10倍以上とする。</td>
<td>引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
誤りの修正（除外する項番は（6））</td>
</tr>
<tr>
<td>２．通信屋内配線
（１）通信ケーブルの屋内配線と、屋内強電流電線との離隔は、第３編４－５－５、１項一般事項の規定によるほか、以下によるものとする。
１）端子盤内の配線は、電線などを一括に整然と行い、くし形編出しして端子に接続する。
ただし、１列の端子板が２個以下の場合は、扇形編出しとしてもよい。また硬質塩化ビニル製の、盤配線用ダクトによって整線を行ってもよい。
２）電線などは、余裕をもたせて無理のない程度に曲げて、金具などにより木板に支持すること。</td>
<td>２．通信屋内配線
（１）通信ケーブルの屋内配線と、屋内強電流電線との離隔は、第３編４－５－５屋内配線１項の規定によるほか、以下によるものとする。
１）端子盤内の配線は、電線などを一括に整然と行い、くし形編出しして端子に接続する。
ただし、１列の端子板が２個以下の場合は、扇形編出しとしてもよい。また硬質塩化ビニル製の、盤配線用ダクトによって整線を行ってもよい。
２）電線などは、余裕をもたせて無理のない程度に曲げて、金具などにより木板に支持すること。</td>
<td>引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）配　　線
１）管内配線
管内配線は、第３編４－５－５、２項通線（１）の１）～２）及び４）の規定によるほか、以下によるものとする。
垂直に敷設する管路内のケーブルは、表３－４－10に示す間隔でボックス内にて支持すること。
表３－４－10　垂直管路内のケーブル支持間隔
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>支持間隔（m）</th></tr>
<tr><td>通　信　ケ　ー　ブ　ル</td><td>12.0　以下</td></tr>
</table>
</td>
<td>（２）配　　線
１）管内配線
管内配線は、第３編４－５－５屋内配線２項（１）の１）～２）及び４）の規定によるほか、以下によるものとする。
垂直に敷設する管路内のケーブルは、表３－４－６に示す間隔でボックス内にて支持すること。
表３－４－６　垂直管路内のケーブル支持間隔
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>支持間隔（m）</th></tr>
<tr><td>通　信　ケ　ー　ブ　ル</td><td>12.0　以下</td></tr>
</table>
</td>
<td>引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
表番号の変更（４－５－７の表削除による）</td>
</tr>
<tr>
<td>２）線び配線
線び内配線は、第３編４－５－５、２項通線（３）の規定による。</td>
<td>２）線び配線
線び内配線は、第３編４－５－５屋内配線２項（３）の規定による。</td>
<td>引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）</td>
</tr>
</table>

現　　行	改　　定	適　　用
4）ころがし配線 ころがし配線は、第３編４－５－５、３項ケーブル配線（３）の規定によるほか、以下によるものとする。 強電流電線などと交さする場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。	4）ころがし配線 ころがし配線は、第３編４－５－５屋内配線３項（３）の規定によるほか、以下によるものとする。 強電流電線などと交差する場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合） 誤記訂正
４．ケーブルラック配線 ケーブルラック配線は、第３編４－５－５、３項ケーブル配線（２）の１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。 （１）ケーブルラック上のケーブルの積み重ね高さは、水平部にあっては0.2m以下、垂直部は0.15m以下とする。	４．ケーブルラック配線 ケーブルラック配線は、第３編４－５－５屋内配線３項（２）の１）～３）の規定によるほか、以下によるものとする。 （１）ケーブルラック上のケーブルは、原則として積み重ねを行わない。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合） 積み重ねの禁止
５．ダクト内配線 ダクト内配線は、第３編４－５－５、２項通線（２）の １）～３）及び５）～７）の規定によるほか、以下によるものとする。配線などは、設備ごとに一括して、電線支持物の上に整然と並べ配線すること。 ただし、垂直に用いるダクト内では、1.5m以下ごとに支持すること。	５．ダクト内配線 ダクト内配線は、第３編４－５－５屋内配線２項（２）の １）～３）及び５）～７）の規定によるほか、以下によるものとする。配線などは、設備ごとに一括して、電線支持物の上に整然と並べ配線すること。 ただし、垂直に用いるダクト内では、1.5m以下ごとに支持すること。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
４－７－３　通信架空敷設 1.　一般事項 （２）架空電線と他の管理者の架空電線との接近または交さ	4）低高電圧架空電線の支持物と架空強電流電線との離隔は、表３－４－７に掲げる値以上とする。	誤記訂正 表番号の変更
4）低高電圧架空電線の支持物と架空強電流電線との離隔は、表３－４－11に掲げる値以上とする。	**表３－４－７　架空弱電流電線の支持物と低高圧架空電線との間の離隔距離** **（電技解、第76条より抜粋）**	表番号の変更

架空強電流電線の使用電圧及種別		離　隔　距　離
低　　圧		0.3m
高　圧	ケーブル	0.3m
	その他	0.6m

架空強電流電線の使用電圧及種別		離　隔　距　離
低　　圧		0.3m
高　圧	ケーブル	0.3m
	その他	0.6m

（３）架空電線と低高圧架空電線との交さまたは接近 架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交さしまたは接近する場合の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表３－４－12に掲げる値以上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。	（３）架空電線と低高圧架空電線との交差または接近 架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交差しまたは接近する場合の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表３－４－８に掲げる値以上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。	誤記訂正 誤記訂正 表番号の変更

現　　行

表３－４－12　架空電線と低圧または高圧の架空強電流電線路との交差または接近
（電技解、第76条より抜粋）

架空電線の種類		架空弱電流電線等	
		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルであるとき	その他の場合
低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m
	その他	0.3m	0.6m
高圧架空電線	ケーブル	0.4m	
	その他	0.8m	

４－７－５　UTPケーブル敷設

２．UTPケーブル地中配線

UTPケーブル地中配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２、１.通信地中配線の規定のほか、以下によるものとする。

（１）地中に敷設されるUTPケーブルが、他の電力線と接近又は交さする場合の離隔距離は、電気設備の技術基準の解釈 第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交さ）及び有線電気通信設備令　第14条（地中電線）に準拠して行うものとする。

３．UTPケーブル屋内配線

UTPケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２、２.通信屋内配線の規定のほか、以下によるものとする。

４．UTPケーブル屋外配線

UTP屋外配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２，３通信屋外配線、４－７－５、２．UTPケーブル地中配線（１）及び４－７－５、３．　UTPケーブル屋内配線（２）～（４）の規定による。

第8節　光ケーブル敷設工

４－８－２　光ケーブル地中配線

光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、第３編４－８－１一般事項に規定よるほか、以下によるものとする。

（１）地中に敷設される光ケーブルが、他の電力線と接近または交さする場合の離隔距離は、電気設備の技術基準の解釈第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交さ）及び有線電気通信設備令　第14条（地中電線）に準拠して行うものとする。

改　　定

表３－４－８　架空電線と低圧または高圧の架空強電流電線路との交差または接近
（電技解、第76条より抜粋）

架空電線の種類		架空弱電流電線等	
		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルであるとき	その他の場合
低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m
	その他	0.3m	0.6m
高圧架空電線	ケーブル	0.4m	
	その他	0.8m	

２．UTPケーブル地中配線

UTPケーブル地中配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２電線・ケーブル敷設１項の規定によるほか、以下によるものとする。

（１）地中に敷設されるUTPケーブルが、他の電力線と接近又は交さする場合の離隔距離は、「電気設備の技術基準の解釈 第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交差）」及び「有線電気通信設備令　第14条（地中電線）」に準拠して行うものとする。

３．UTPケーブル屋内配線

UTPケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２電線・ケーブル敷設２項の規定のほか、以下によるものとする。

４．UTPケーブル屋外配線

UTP屋外配線の敷設にあたっては、第３編４－７－２電線・ケーブル敷設３項、本条２項（１）及び本条３項２）～４）の規定による。

４－８－２　光ケーブル地中配線

光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、第３編４－８－１一般事項の規定によるほか、以下によるものとする。

（１）地中に敷設される光ケーブルが、他の電力線と接近または交さする場合の離隔距離は、「電気設備の技術基準の解釈第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交差）」及び「有線電気通信設備令　第14条（地中電線）」に準拠して行うものとする。

適　　用

表番号の変更

引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
表現の統一

引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）

引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）

誤字・脱字の修正

引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）

現　　行	改　　定	適　　用
４－８－３　光ケーブル屋内配線 光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第３編４－５－５、１項一般事項、４－５－２光地中配線（１）及び 有線電気通信設備令　第18条(屋内配線)の規定によるほか、以下によるものとする。	**４－８－３　光ケーブル屋内配線** 光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第３編４－５－５屋内配線１項、４－５－２光地中配線（１）及び「有線電気通信設備令第18条(屋内配線)」によるほか、以下によるものとする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
（５）光ケーブルがフリーアクセス床・二重床に敷設された後に、他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、ケーブルが輻輳される箇所については、保護を行うものとする。また、他の工作物と交さしないように施工する。	（５）光ケーブルがフリーアクセス床・二重床に敷設された後に、他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、ケーブルが輻輳される箇所については、保護を行うものとする。また、他の工作物と交差しないように施工する。	誤記訂正
４－８－５　光ケーブル架空配線 光架空配線の敷設にあたっては、第３編４－５－７、１項低高圧架空電線の高さの規定によるほか、以下によるものとする。	**４－８－５　光ケーブル架空配線** 光架空配線の敷設にあたっては、第３編４－５－７架空配線１項の規定によるほか、以下によるものとする。	引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
４－８－６　光ケーブル接続 3.　光ケーブルの測定及び試験 （1）　光ケーブル敷設後の測定及び試験項目 ２）伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。	２）伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領7-2測定及び試験の準備」によるものとする。	記載の追加
第9節　ハンドホール設置工 **４－９－１　ハンドホール設置工** 1.　プレキャストハンドホール設置 （３）マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものとし、マンホールに使用する鉄ふたには鋳形流し込みで、ハンドホールに使用する鉄ふたには、鋳形流し込みまたはペンキで、用途名を表示すること。	（３）マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものとし、マンホールに使用する鉄ふたには鋳形流し込みで、ハンドホールに使用する鉄ふたには、鋳形流し込みとし、必要によりペンキで、用途名を表示する。	文言の修正
2.　現場打ちハンドホール設置 （３）ハンドホール及びマンホールの蓋などは、本条１項プレキャスハンドホール設置（２）～（４）の規定による。	（３）ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条１項２）～４）の規定による。	用語表現の統一
第10節　プルボックス設置工 **４－１０－１　プルボックス設置** ４．天井または壁埋込みの場合は、埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上り面にすき間がある場合は、継ぎ枠などを用いるものとする。 ５．不要の切抜き穴のあるプルボックスは、使用しないものとする。 ６．内側が断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むプルボックスには、断熱材を用いるものとする。	４．不要の切抜き穴のあるプルボックスは、使用しないものとする	4は次の条へ移動 項番の変更 一般的な施工内容では無いたm削除

現　　行	改　　定	適　　用

４－１０－２　アウトレットボックス設置

1.　金属管用

（３）位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表３－４－13及び表３－４－14に示すボックス以上のものとする。

なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。

表３－４－13　隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		（22）または(E25)以下の配管４本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		（22）または(E25)以下の配管５本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		（28）または(E31)以下の配管４本以下	大形四角コンクリートボックス54
天井スラブ以外（床を含む）	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下 連用スイッチ9個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44 3個用スイッチボックス
	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	（22）または(E25)以下の配管４本以下	中形四角アウトレットボックス44
		（22）または(E25)以下の配管５本以下	大形四角アウトレットボックス44
		（28）または(E31)の配管４本以下	大形四角アウトレットボックス54

〔備考〕　連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

表３－４－14　露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

用　　途	配管状況	ボックスの種別
照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	（22）または(E25)以下の配管４本以下	丸形露出ボックス（直径89mm）
	（28）または(E31)以下の配管４本以下	丸形露出ボックス（直径100mm）
スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス

〔備考〕連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

（３）天井または壁埋込みの場合は、埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上り面にすき間がある場合は、継ぎ枠などを用いるものとする。

（４）位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表３－４－９及び表３－４－１０に示すボックス以上のものとする。

なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。

表３－４－９　隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		（22）または(E25)以下の配管４本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		（22）または(E25)以下の配管５本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		（28）または(E31)以下の配管４本以下	大形四角コンクリートボックス54
天井スラブ以外（床を含む）	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下 連用スイッチ9個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44 3個用スイッチボックス
	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	（22）または(E25)以下の配管４本以下	中形四角アウトレットボックス44
		（22）または(E25)以下の配管５本以下	大形四角アウトレットボックス44
		（28）または(E31)の配管４本以下	大形四角アウトレットボックス54

〔備考〕　連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

表３－４－１０　露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

用　　途	配管状況	ボックスの種別
照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	（22）または(E25)以下の配管４本以下	丸形露出ボックス（直径89mm）
	（28）または(E31)以下の配管４本以下	丸形露出ボックス（直径100mm）
スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス

〔備考〕連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

適用：
前条から移動
項番の変更
表番号の変更（2箇所）

表番号の修正（他の条の表削除による。）

表番号の修正（他の条の表削除による。）

現　　行

２．合成樹脂管用

（１）合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、前項１金属管用による。ただし、表３－４－14露出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス（直径89㎜）は直径87㎜とする。

（２）合成樹脂製可とう管及びCD管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、４－５－２、１項金属管用（１）～（３）の規定によるほか、以下によるものとする。

１）隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表３－４－15に示すボックス以上のものとする。

２）露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表３－４－14露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。

ただし、丸形露出ボックス（直径89㎜）は直径87㎜とする。

表３－４－15　隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
		(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
天井スラブ以外（床を含む。）	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックス、または中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックス、または中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス
	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44
		(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44
		(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54

［備考］　連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

改　　定

２．合成樹脂管用

（１）合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条１項の規定による。ただし、表３－４－１０露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス（直径89㎜）は直径87㎜とする。

（２）合成樹脂製可とう管及びCD管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第３編４－５－２露出配管１項（１）～（３）の規定によるほか、以下によるものとする。

１）隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表３－４－１１に示すボックス以上のものとする。

２）露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表３－４－１０露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。

ただし、丸形露出ボックス（直径89㎜）は直径87㎜とする。

表３－４－１１　隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
		(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
天井スラブ以外（床を含む。）	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックス、または中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックス、または中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス
	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44
		(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44
		(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54

［備考］　連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

適　　用

表番号の変更（3箇所）
引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
誤りの修正（露出管→露出配管）
引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）
表番号の修正（他の条の表削除による。）

表番号の修正（他の条の表削除による。）

現　　行	改　　定	適　　用
第11節　分電盤設置工 **４－１１－１　自立型分電盤取付** ３．コンクリートと盤支持金物との間には、ゴムパッキン（クロロプレンゴム）を入れ、外壁と盤の隔離を図り、錆や水の進入を防ぐものとする。 ４．貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の６倍以上の曲がりを確保して、端子に無理がかからない位置とする。 ５．アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。 ６．掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。 ７．基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。 ８．基礎用掘削箇所は、十分突固めを行うものとする。 ９．コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 10．据　　付	３．貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の６倍以上の曲がりを確保して、端子に無理がかからない位置とする。 ４．アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げまたはJIS G 3323（溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯）に規定される鋼板とする。 ５．コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 ６．据　　付	一般的な施工内容では無いため削除 項番の変更 新たな材質の鋼板の追加 6～8項目を４－１１－3へ移動 項番の変更
４－１１－２　分電盤取付 ２．露出形分電盤の設置 （５）盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、構造担当者と打合せの上、ALC用のアンカーを使用してもよいものとする。 ３．直流分電盤設置 埋込分電盤（埋込型・半埋込型）・露出分電盤は第３編４－１１－２項埋込分電盤設置及び2項露出型分電盤設置の規定による。 **４－１１－３　分電盤基礎工** 2.　基　礎	２．露出形分電盤設置 （５）盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、発注者と協議の上、ALC用のアンカーを使用してもよいものとする。 ３．直流分電盤設置 埋込分電盤（埋込型・半埋込型）・露出分電盤は本条１項及び２項の規定による。 2.　基　礎 （４）掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。 （５）基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起こさないように設置しなければならない。 （６）基礎用掘削箇所は、十分突固めを行うものとする。	協議対象者の明確化 引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合） ４－１１－１から移動
第１２節　引込柱設置工 **４－１２－１　コンクリート柱建柱** ６．鋼板組立柱には、以下の場合に底板を使用する。ただし、コンクリート基礎を使用した場合は、この限りでない。 （１）引留柱及び角度柱で支線を取る場合。 （２）変圧器などの重量物を取付ける場合。 （３）地盤が湿地、その他軟弱な場合。	**第１２節　引込柱設置工** **４－１２－１　引込柱建柱** ６．鋼板組立柱には、以下の場合に底板を使用する。ただし、コンクリート基礎を使用した場合は、この限りでない。 （１）引留柱及び角度柱で支線を取る場合 （２）変圧器などの重量物を取付ける場合 （３）地盤が湿地、その他軟弱な場合	名称変更 体言止めの句点削除

現　　行	改　　定	適　　用
第14節　通信線柱設置工 **4－14－1　コンクリート柱建柱** コンクリート柱建柱は、第３編４－12－１コンクリート柱建柱の規定による。	**第14節　通信線柱設置工** **4－14－1　コンクリート柱建柱** コンクリート柱建柱は、第３編４－12－１引込柱建柱の規定による。	条名称の変更による。
4－14－2　鋼板組立柱建柱 １．鋼管柱は鋼管厚さ2.3mm以上で、錆止めのため、内外面をめっきまたは塗装を施したもので、電気設備の技術基準の解釈 第57条第７項（鋼管柱の規格）に適合したものとする。	**4－14－2　鋼板組立柱建柱** １．鋼管柱は鋼管厚さ2.3mm以上で、錆止めのため、内外面をめっきまたは塗装を施したもので、「電気設備の技術基準の解釈 第57条（鉄柱及び鉄塔の構成等）第2項」に適合したものとする。	基準類の引用の統一 （道路・河川工事仕様書と整合）
２．鋼管柱設置は、第３編４－12－１コンクリート柱建柱の規定による。	２．鋼管柱設置は、第３編４－12－１引込柱建柱の規定による。	条名称の変更による。
第15節　雷保護設備工 **4－15－1　雷保護システム（ＬＰＳ）設置** １．一般事項 雷保護システムは、建築基準法で告示があるJIS A 4201「建築物等の雷保護」を基準とする。また最新の雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1「雷保護-第1部：一般原則」、JIS Z 9290-3「雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」及びJIS Z 9290-4「雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム」並びに関連法規によるほか、本条によるものとする。	**第15節　雷保護設備工** **4－15－1　雷保護システム（ＬＰＳ）設置** １．一般事項 雷保護システムは、建築基準法で告示があるJIS A 4201「建築物等の雷保護」を基準とする。また、雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1（雷保護-第1部：一般原則）、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）及びJIS Z 9290-4（雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム）並びに関連法規によるほか、本条によるものとする。	記載の一部修正 JIS名称は（　）で括る（表現の統一）
４．引下げ導線システムの敷設 （２）引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもさしつかえないが、コ字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離（(JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁)による）以上となるように敷設する。	４．引下げ導線システムの敷設 （２）引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもさしつかえないが、コの字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離（(JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁)による）以上となるように敷設する。	誤記訂正
4－15－2　避雷器設置 避雷器は、「電気設備に関する技術基準を定める省令、第49条(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)」により設置する。	**4－15－2　避雷器設置** 避雷器は、「電気設備に関する技術基準を定める省令、第49条(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)」により設置する。	引用を電技解釈に変更する。
第16節　接地設置工 **4－16－1　接 地 線** （２）Ｂ種接地工事は、表３－４－16によるものとする。 （３）Ｃ種接地工事及びＤ種接地工事は、表３－４－17によるものとする。 なお、表３－４－17に該当しない場合は1.6mm以上とする。	**第16節　接地設置工** **4－16－1　接 地 線** （２）Ｂ種接地工事は、表３－４－１２によるものとする。 （３）Ｃ種接地工事及びＤ種接地工事は、表３－４－１３によるものとする。 なお、表３－４－１３に該当しない場合は1.6mm以上とする。	表番号の変更

現　　行

４－16－２　Ａ種接地工事の電気工作物

１．高圧及び特別高圧の機器の鉄台及び金属製外箱。
　ただし、高圧の機器で人が触れる恐れがないように木柱、コンクリート柱、その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台または外箱の周囲に適当な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。

２．特別高圧計器用変成器の２次側電路。

３．高圧及び特別高圧計器用変成器の鉄心。
　ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。

４．高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器及び放出筒、その他避雷器に代わる装置。

５．特別高圧電路と高圧電路を結合する変圧器の高圧側に設ける放電装置。

６．高圧ケーブルを収める金属管、防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体。
　ただし、地中などで人が触れる恐れがないように施設する場合は、Ｄ種接地工事とすることができる。

４－16－３　Ｂ種接地工事の電気工作物

１．高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点。
　ただし、低圧電路の使用電圧が　300Ｖ以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。

２．高圧及び特別高圧と低圧電路を結合する変圧器であって、その高圧または特別高圧巻線と低圧巻線との間の金属製混触防止板。

３．特別高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側の中性点（接地抵抗値10Ω以下）。
　ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合においては、前項１．によるものとする。

表３－４－16　Ｂ種接地工事の接地線の太さ

変圧器１相分			接地線の太さ
100V級	200V級	400V級	
5 kVA 以下	10 kVA 以下	20 kVA 以下	5.5 mm² 以上
10 kVA 以下	20 kVA 以下	40 kVA 以下	8 mm² 以上
20 kVA 以下	40 kVA 以下	75 kVA 以下	14 mm² 以上
40 kVA 以下	75 kVA 以下	150 kVA 以下	22 mm² 以上
60 kVA 以下	125 kVA 以下	250 kVA 以下	38 mm² 以上
100 kVA 以下	200 kVA 以下	400 kVA 以下	60 mm² 以上
125 kVA 以下	250 kVA 以下	500 kVA 以下	100 mm² 以上

〔備考〕（１）　「変圧器１相分の容量」とは、次の値をいう。
なお、単相３線式は 200Ｖ級を適用する。
１）３相変圧器の場合は、定格容量の1/3
２）単相変圧器と同容量の△結線またはＹ結線の場合は、単相変圧器の１台分の定格容量
３）単相変圧器と同容量のＶ結線の場合は、単相変圧器の１台分の定格容量、異容量のＶ結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格容量
４）表３－４－16による接地線の太さが、表３－４－17により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細い場合は、表３－４－17によるものとする。

改　　定

４－16－２　Ａ種接地工事の電気工作物

１．高圧及び特別高圧の機器の鉄台及び金属製外箱
　ただし、高圧の機器で人が触れる恐れがないように木柱、コンクリート柱、その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台または外箱の周囲に適当な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。

２．特別高圧計器用変成器の２次側電路

３．高圧及び特別高圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。

４．高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器及び放出筒、その他避雷器に代わる装置。

５．特別高圧電路と高圧電路を結合する変圧器の高圧側に設ける放電装置

６．高圧ケーブルを収める金属管、防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、地中などで人が触れる恐れがないように施設する場合は、Ｄ種接地工事とすることができる。

４－16－３　Ｂ種接地工事の電気工作物

１．高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点
　ただし、低圧電路の使用電圧が　300Ｖ以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。

２．高圧及び特別高圧と低圧電路を結合する変圧器であって、その高圧または特別高圧巻線と低圧巻線との間の金属製混触防止板

３．特別高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側の中性点（接地抵抗値10Ω以下）。
　ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合においては、本条１項によるものとする。

表３－４－１２　Ｂ種接地工事の接地線の太さ

変圧器１相分			接地線の太さ
100V級	200V級	400V級	
5 kVA 以下	10 kVA 以下	20 kVA 以下	5.5 mm² 以上
10 kVA 以下	20 kVA 以下	40 kVA 以下	8 mm² 以上
20 kVA 以下	40 kVA 以下	75 kVA 以下	14 mm² 以上
40 kVA 以下	75 kVA 以下	150 kVA 以下	22 mm² 以上
60 kVA 以下	125 kVA 以下	250 kVA 以下	38 mm² 以上
75 kVA 以下	150 kVA 以下	300 kVA 以下	60 mm² 以上
100 kVA 以下	200 kVA 以下	400 kVA 以下	60 mm² 以上
175 kVA 以下	350 kVA 以下	700 kVA 以下	100 mm² 以上

〔備考〕（１）　「変圧器１相分の容量」とは、次の値をいう。
なお、単相３線式は 200Ｖ級を適用する。
１）３相変圧器の場合は、定格容量の1/3
２）単相変圧器と同容量の△結線またはＹ結線の場合は、単相変圧器の１台分の定格容量
３）単相変圧器と同容量のＶ結線の場合は、単相変圧器の１台分の定格容量、異容量のＶ結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格容量
４）表３－４－１２による接地線の太さが、表３－４－１３により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細い場合は、表３－４－１３によるものとする。

適　　用

体言止めの句点削除（この条共通）

体言止めの句点削除（この条共通）

引用表現の統一（道路・河川工事仕様書と整合）

表番号の修正（他の条の表削除による。）

内線規定改定の反映

現　　行

表３－４－17　Ｃ種及びＤ種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ
200V級電動機	400V級電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm² 以上 2.0 mm² 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0 mm² 以上 3.5 mm² 以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6 mm² 以上 5.5 mm² 以上
22 kW 以下	45 kW 以下 55 kW 以下	150A 以下 200A 以下	8 mm² 以上 14 mm² 以上
37 kW 以下	75 kW 以下	400A 以下	
――	――	600A 以下	22 mm² 以上
――	――	1,000A 以下	
――	――	1,200A 以下	38 mm² 以上
			60 mm² 以上
			100 mm² 以上

〔備考〕電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。

４－16－４　Ｃ種接地工事の電気工作物

１．300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱。
２．300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。
　ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。
３．300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆。
４．合成樹脂管配線による300Vを超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング。
５．金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト。
６．低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分。
７．ガス蒸気危険場所及び粉じん危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分。

改　　定

表３－４－１３　Ｃ種及びＤ種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ
200V級電動機	400V級電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm 以上 2.0 mm² 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0 mm 以上 3.5 mm² 以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6 mm 以上 5.5 mm² 以上
22 kW 以下	45 kW 以下 55 kW 以下	150A 以下 200A 以下	8 mm² 以上 14 mm² 以上
37 kW 以下	75 kW 以下	400A 以下	22 mm² 以上
――	――	600A 以下	38 mm² 以上
――	――	800A 以下	60 mm² 以上
――	――	1,000A 以下	60 mm² 以上
――	――	1,200A 以下	100 mm² 以上

〔備考〕電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。

４－16－４　Ｃ種接地工事の電気工作物

１．300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱
２．300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。
３．300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆
４．合成樹脂管配線による300Vを超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング
５．金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト
６．低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分
７．ガス蒸気危険場所及び粉じん危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分

適　　用

表番号の修正（他の条の表削除による。）

誤記訂正

内線規定改定の反映

体言止めの句点削除（この条共通）

現　　行	改　　定	適　　用
４－16－５　Ｄ種接地工事の電気工作物 １．高圧地中電線路に接続する金属製外箱。 ２．使用電圧が300V以下の機器の鉄台及び金属製外箱。 ３．使用電圧が300V以下の計器用変成器の鉄心。 　ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。 ４．低圧または高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。 　ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できるものとする。 ５．地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆。 ６．使用電圧が300Vを超える低圧または高圧計器用変成器の２次側電路。 ７．使用電圧が300V以下の低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング。 ８．使用電圧が300V以下の低圧の金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線ぴ配線に使用する管、ダクト、線ぴ及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など。 ９．分電盤、開閉器箱などの金属製外箱。 10．変電設備の金属製支持管など。 11．外灯の金属製部分。 12．マンホールまたはハンドホール内の金属製低圧ケーブル支持材並びに低圧ケーブル立上りの防護用金属製保護管など。 13．平形保護層配線における以下の部分。 （１）金属保護層、ジョイントボックス及び差込接続器の金属製外箱。 （２）電線の接地用導体。	**４－16－５　Ｄ種接地工事の電気工作物** １．高圧地中電線路に接続する金属製外箱 ２．使用電圧が300V以下の機器の鉄台及び金属製外箱 ３．使用電圧が300V以下の計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。 ４．低圧または高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体 　ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できるものとする。 ５．地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆 ６．使用電圧が300Vを超える低圧または高圧計器用変成器の２次側電路 ７．使用電圧が300V以下の低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング ８．使用電圧が300V以下の低圧の金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線ぴ配線に使用する管、ダクト、線ぴ及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など ９．分電盤、開閉器箱などの金属製外箱 10．変電設備の金属製支持管など 11．外灯の金属製部分	体言止めの句点削除（この条共通） ４-１６-６へ移動
	12．平形保護層配線における以下の部分。 （１）金属保護層、ジョイントボックス及び差込接続器の金属製外箱 （２）電線の接地用導体	項番の変更
４－16－６　C種またはＤ種接地工事の特例 １．Ｄ種接地工事またはＣ種接地工事を施さなければならない金属体が、以下のいずれかに適合する場合は、当該接地工事を施したものとする。 （１）Ｄ種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電気的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が100Ω以下である場合。 （２）Ｃ種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電気的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が10Ω以下である場合。	**４－16－６　C種またはＤ種接地工事の特例** １．Ｄ種接地工事またはＣ種接地工事を施さなければならない金属体が、以下のいずれかに適合する場合は、当該接地工事を施したものとする。 （１）Ｄ種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電気的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が100Ω以下である場合 （２）Ｃ種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電気的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が10Ω以下である場合	体言止めの句点削除（この条共通）

現　　行	改　　定	適　　用
２．Ｄ種接地工事を施す電気工作物のうち、以下のものは接地工事を省略できるものとする。 （１）使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で人が容易に触れる恐れのない場所または乾燥した場所で以下の場合。 １）長さ８ｍ以下の金属管及び金属線ぴを施設する場合。 ２）長さ８ｍ以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックの場合。 （２）低圧屋内配線の使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する金属製ボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチングで以下のいずれかに該当する場合。 １）乾燥した場所に施設する場合。 ２）屋内配線の使用電圧が直流300V、または交流対地電圧150V以下の場合において、人が容易に触れる恐れのないように施設する場合。 （３）使用電圧が300V以下で以下の場合。 １）４ｍ以下の金属管を乾燥した場所に施設する場合。 ２）４ｍ以下の可とう電線管及び金属線ぴを施設する場合。 ３）４ｍ以下のケーブルの防護装置の金属製部分及びケーブルラックを乾燥した場所に施設する場合。 （４）使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下の機器を乾燥した場所に施設する場合。 （５）対地電圧が150V以下で長さ４ｍ以下のライティングダクト。 （６）管、暗きょその他の地中電線を収める防護装置の金属製部分で、防食措置を施した部分。	２．Ｄ種接地工事を施す電気工作物のうち、以下のものは接地工事を省略できるものとする。 （１）使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で人が容易に触れる恐れのない場所または乾燥した場所で以下の場合 １）長さ８ｍ以下の金属管及び金属線ぴを施設する場合 ２）長さ８ｍ以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックの場合 （２）低圧屋内配線の使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する金属製ボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチングで以下のいずれかに該当する場合 １）乾燥した場所に施設する場合 ２）屋内配線の使用電圧が直流300V、または交流対地電圧150V以下の場合において、人が容易に触れる恐れのないように施設する場合 （３）使用電圧が300V以下で以下の場合 １）４ｍ以下の金属管を乾燥した場所に施設する場合 ２）４ｍ以下の可とう電線管及び金属線ぴを施設する場合 ３）４ｍ以下のケーブルの防護装置の金属製部分及びケーブルラックを乾燥した場所に施設する場合 （４）使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下の機器を乾燥した場所に施設する場合 （５）対地電圧が150V以下で長さ４ｍ以下のライティングダクト （６）管、暗きょその他の地中電線を収める防護装置の金属製部分で、防食措置を施した部分 （７）マンホールまたはハンドホール内の、金属製低圧ケーブル支持材並びに低圧ケーブル立上りの、防護用金属製保護管など	体言止めの句点削除（この条共通） ４-１６-５から移動
４－16－７　C種設置をＤ種接地にする条件 Ｃ種接地工事を施す電気工作物のうち、使用電圧が300Vを超える場合で、人の触れる恐れのないように施設する以下のものは、Ｄ種接地工事とすることができる。	**４－16－７　C種設置をＤ種接地にする条件** １．Ｃ種接地工事を施す電気工作物のうち、使用電圧が300Vを超える場合で、人の触れる恐れのないように施設する以下のものは、Ｄ種接地工事とすることができる。 ２．太陽電池モジュール、燃料電池発電設備に接続する直流回路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの金属製外箱等に施すＣ種接地工事の接地抵抗値は、「電気設備の技術基準の解釈第29条金属製外箱等第4項」に定める条件に適合する場合は、100Ω以下とすることができる。	項番号の追加 電技解（平成29年8月改正）の反映

現　　行	改　　定	適　　用
４－１６－８　照明器具の接地 （３）以下の照明器具の金属製部分及び安定器別置の場合の安定器外箱にはＤ種接地工事。 ただし、二重絶縁構造のもの管灯回路の使用電圧が対地電圧150V以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができるものとする。	（３）以下の照明器具の金属製部分及び安定器別置の場合の安定器外箱にはＤ種接地工事を行うものとする。ただし、二重絶縁構造のもの管灯回路の使用電圧が対地電圧150V以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができるものとする。	(1) ～ (3) の文章の統一
１）40形以上の蛍光ランプを用いる照明器具。 ２）ラピッドスタート形蛍光灯器具。 ３）HID灯などの放電灯器具。 ４）対地電圧が150Ｖを超える放電灯以外の照明器具。 ５）防水形器具及び湿気、水気のある場所で、人が容易に触れる恐れのある場所に取付ける器具。 ただし、外かくが合成樹脂など耐水性のある絶縁物製のものは除く。	１）40形以上の蛍光ランプを用いる照明器具 ２）ラピッドスタート形蛍光灯器具 ３）HID灯などの放電灯器具 ４）対地電圧が150Ｖを超える放電灯以外の照明器具 ５）防水形器具及び湿気、水気のある場所で、人が容易に触れる恐れのある場所に取付ける器具。ただし、外かくが合成樹脂など耐水性のある絶縁物製のものは除く。	体言止めの句点削除
第17節　塗 装 工 **４－17－１　一般事項** １．器材または機器のうち以下の部分を除き、塗装を行うものとする。 なお、設計図書で指定されているものは、設計図書によらなければならない。 （１）埋設されるもの。 （２）隠ぺいされる部分のめっき面。 （３）露出される部分の亜鉛めっき以外のめっき面、亜鉛付着量300g／㎡以上の亜鉛めっき面。 （４）アルミニウム、ステンレス、銅、合成樹脂製などの塗装の必要が認められない面。 （５）特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面。 （６）塗装することにより、器材または機器の性能が劣化しまたは劣化の恐れがあるもの。	**第17節　塗 装 工** **４－17－１　一般事項** １．器材または機器のうち以下の部分を除き、塗装を行うものとする。 なお、設計図書で指定されているものは、設計図書によらなければならない。 （１）埋設されるもの （２）隠ぺいされる部分のめっき面 （３）露出される部分の亜鉛めっき以外のめっき面、亜鉛付着量300g／㎡以上の亜鉛めっき面 （４）アルミニウム、ステンレス、銅、合成樹脂製などの塗装の必要が認められない面 （５）特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面 （６）塗装することにより、器材または機器の性能が劣化しまたは劣化の恐れがあるもの	体言止めの句点削除
４－１７－２　塗　　装 （２）塗装は、素地ごしらえの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表３－４－18によるものとする。	（２）塗装は、素地ごしらえの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表３－４－１４によるものとする。	表番号の変更

現　　行

表３－４－18　各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗装箇所		塗装の種別	塗り回数	備　　考
器　材	状　態			
金属製プルボックス、ダクト	露　出	調合ペイント	2	（１）内面は除く。 （２）配線室は、露出として扱う。
金属製の支持金物架台など	露　出	さび止めペイント	2	（１）塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 （２）位置ボックス類の内面は除く。
		調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	
	隠ぺい	さび止めペイント	2	
金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露　出	調合ペイント	2	（１）塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 （２）位置ボックス類の内面は除く。

第18節　撤　　去

４－18－１　一般事項

受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第１編１－１－17工事現場発生品の規定によるほか、以下によるものとする。

（１）受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にすること。

ただし、工事検査に必要な足場、はしごなどは、監督職員の指示に従って残置し、検査終了後撤去すること。

（２）設備などの撤去品は、設計図書による処分方法によらなければならない。

改　　定

表３－４－１４　各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗装箇所		塗装の種別	塗り回数	備　　考
器　材	状　態			
金属製プルボックス、ダクト	露　出	調合ペイント	2	（１）内面は除く。 （２）配線室は、露出として扱う。
金属製の支持金物架台など	露　出	さび止めペイント	2	（１）塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 （２）位置ボックス類の内面は除く。
		調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	
	隠ぺい	さび止めペイント	2	
金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露　出	調合ペイント	2	（１）塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 （２）位置ボックス類の内面は除く。

第18節　撤　　去

４－18－１　一般事項

受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第１編１－１－17工事現場発生品の規定によるほか、以下によるものとする。

（１）受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にすること。ただし、工事検査に必要な足場、はしごなどは、監督職員の指示に従って残置し、検査終了後撤去すること。

（２）設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。

適　　用

表番号の修正（他の条の表削除による。）

表現の修正

表現の修正

現　　行	改　　定	適　　用
第４編　電気設備編 第1章　総　　則 **第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第１編１－１－34諸法令の遵守の規定による他、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成28年３月） 道路照明施設設置基準・同解説　（平成19年10月） 電気設備に関する技術基準を定める省令　（平成28年９月） 各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年10月）	**第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省　電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成30年8月） 国土交通省　LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）　（平成27年3月） 経済産業省　電気設備に関する技術基準を定める省令　（平成29年4月） 経済産業省　電気設備の技術基準の解釈　（平成30年10月） 日本建築学会　各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月） 日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説　（平成19年10月） 建設電気技術協会　電気通信設備据付標準図集　（平成27年1月）	道路・河川工事仕様書と整合 最新改定年月に修正 標準図集の追加、基準類の配列の変更
第2章　受変電設備 **第１節　適　　用** １．本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。 **第２節　特別高圧受変電設備設置工** **２－２－１　受電方式** 特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、電気設備の技術基準の解釈の各条項に準拠して施工する。 **２－２－２　屋外オープン型設置（屋外機構）** 屋外オープン型設置に関する据付について以下に示す他は、第３編　第４章４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 **２－２－３　屋内（屋外）キュービクル型設置** 屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示す他は、第３編４－３－３各種設備等の据付の規定による。 **第３節　高圧受変電設備設置工** **２－３－１　引込設備据付** １．適　　用 高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、電気設備技術基準の各条項に準拠して施工する。	**第１節　適　　用** １．本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。 **第２節　特別高圧受変電設備設置工** **２－２－１　受電方式** 特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、「電気設備の技術基準の解釈」の各条項に準拠して施工する。 **２－２－２　屋外オープン型設置（屋外機構）** 屋外オープン型設置に関する据付について以下に示すほかは、第３編　第４章４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 **２－２－３　屋内（屋外）キュービクル型設置** 屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 **第３節　高圧受変電設備設置工** **２－３－１　引込設備据付** １．適　　用 高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、「電気設備の技術基準の解釈」の各条項に準拠して施工する。	読点の追加 用語の統一 用語の統一 技術基準の名称の修正

現　　行	改　　定	適　　用
第3章　電源設備 **第２節　発電設備設置工** **３－２－１　発動発電設備据付** 発動発電設備の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　発電設備設置工** **３－２－１　発動発電設備据付** 発動発電設備の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
７．主燃料槽 （１）主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」及び同規則の定めるところにより施工する。	７．主燃料槽 （１）主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」（平成29年9月改正　政令第232号）及び同規則の定めるところにより施工する。	最新改正年月等を追加
９．冷 却 塔 （１）冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、建築基準法施行令第129条の２の４「冷却塔設備」に基づき据付けるものとする。	９．冷 却 塔 （１）冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、「建築基準法施行令第129条の２の７冷却塔設備」（平成30年9月改正　政令第255号）に基づき据付けるものとする。	適用条項の修正と最新改正年月日を追加
３－２－５　配　　管 １．一般事項 （１）原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエタ方式は除く。）、始動空気管などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、水漏れ、油漏れ、空気漏れなどのないように施工する。	**３－２－５　配　　管** １．一般事項 （１）原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気管などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、水漏れ、油漏れ、空気漏れなどのないように施工する。各配管の圧力試験は、表４－３－１によるものとする。	用語の修正 表に関する記載の追加
表４－３－１　圧力試験 配管種別 ／ 圧　力 ／ 最小保持時間 燃料系統 ／ 最大使用圧力の1.5倍 ／ 30分 水系統 ／ 最大使用圧力の1.5倍（最小は0.75MPa） ／ 30分 蒸気系統 ／ 最大使用圧力の２倍（最小は0.2MPa） ／ 30分 空気系統 ／ 最大使用圧力の1.25倍 ／ 30分	表４－３－１　圧力試験 配管種別 ／ 圧　力 ／ 最小保持時間 燃料系統 ／ 最大使用圧力の1.5倍 ／ 30分 水系統 ／ 最大使用圧力の1.5倍（最小は0.75MPa） ／ 30分 蒸気系統 ／ 最大使用圧力の２倍（最小は0.2MPa） ／ 30分 空気系統 ／ 最大使用圧力の1.25倍 ／ 30分	
（４）ピット内配管は、以下によるものとする。 １）配管支持金物は、排水に支障のないようにピット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエタ方式は除く。）、始動空気管などの各管を、系統別に順序よく配列し取付けるものとする。 ２）管は、なるべく交さしないよう配管する。	（４）ピット内配管は、以下によるものとする。 １）配管支持金物は、排水に支障のないようにピット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気管などの各管を、系統別に順序よく配列し、取付けるものとする。 ２）管は、なるべく交差しないよう配管する。	用語の修正 読点の追加 誤記訂正

現　　行	改　　定	適　　用
３．冷却水系配管（ガスタービン及びラジエタ方式は除く。）	３．冷却水系配管（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）	用語の修正
（７）ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用する他、以下によるものとする。	（７）ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用するほか、以下によるものとする。	用語の統一
第３節　無停電電源設備設置工	**第３節　無停電電源設備設置工**	
３－３－１　無停電電源装置据付	**３－３－１　無停電電源装置据付**	
無停電電源装置の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	無停電電源装置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
第６節　管理用水力発電設備設置工	**第６節　管理用水力発電設備設置工**	
３－６－１　管理用水力発電設備据付	**３－６－１　管理用水力発電設備据付**	
管理用水力発電設備の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	管理用水力発電設備の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
３－６－３　配　　管	**３－６－３　配　　管**	
５．漏油、漏水の防止を完全にし、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。	５．漏油、漏水の防止対策を施し、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。	文章の修正
第７節　新エネルギー電源設備設置工	**第７節　新エネルギー電源設備設置工**	
３－７－１　太陽光発電設備据付	**３－７－１　太陽光発電設備据付**	
太陽光発電設備の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
１．太陽電池モジュールの架台は、風圧などの荷重を考慮し堅固に固定する。	１．太陽電池モジュールの架台は、発電所の場合は「電気設備の技術基準の解釈第46条太陽電池発電所等の電線等の施設第2項または第3項」によるものとする。また、小出力発電設備の場合は「電気設備の技術基準の解釈第200条小出力発電設備の施設第2項」によるものとする。	電技解（平成30年10月改正）の反映
３－７－３　風力発電設備据付	**３－７－３　風力発電設備据付**	
風力発電設備の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	風力発電設備の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
３－７－５　燃料電池発電設備据付	**３－７－５　燃料電池発電設備据付**	
燃料電池発電設備の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	燃料電池発電設備の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
３－７－７　マイクロ水力発電設備据付	**３－７－７　マイクロ水力発電設備据付**	
１．設備の配置は、以下に示す他は、設計図書によらなければならない。	１．設備の配置は、以下に示すほかは、設計図書によらなければならない。	用語の統一
６．前項５以外の配管、配線及び接地などは、第３編第４章共通設備工の規定による。	６．本条５項以外の配管、配線及び接地などは、第３編第４章共通設備工の規定による。	引用表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第5章　地下駐車場電気設備 **第１節　適　　用** １．　本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．　本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備設置工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。	用語の統一 読点の追加
第４節　放送設備設置工 **５－４－１　放送装置** 放送装置の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第４節　放送設備設置工** **５－４－１　放送装置** 放送装置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
第６節　テレビ共聴設備設置工 **５－６－１　テレビ共聴設備設置** テレビ共聴設備設置の据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第６節　テレビ共聴設備設置工** **５－６－１　テレビ共聴設備設置** テレビ共聴設備設置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
第８節　自動火災報知設備設置工 **５－８－１　自動火災報知設備設置** 自動火災報知設備設置に関する据付について以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 １．自動火災報知設備の設置は、消防法、消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準、消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準によるものとする。	**第８節　自動火災報知設備設置工** **５－８－１　自動火災報知設備設置** 自動火災報知設備に関する据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 １．自動火災報知設備の設置は、消防法、「消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準」（平成30年3月改正　政令第69号）、「消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」（平成30年6月改正　総務省令第34号）によるものとする。	用語の統一 最新改正年月日等を追加
第９節　駐車場管制設備設置工 **５－９－４　在庫システム設置** 在庫システムの設置は、設計図書による他、以下によるものとする。	**第９節　駐車場管制設備設置工** **５－９－４　在庫システム設置** 在庫システムの設置は、設計図書によるほか、以下によるものとする。	用語の統一
第6章　配電線設備 **第１節　適　　用** １．本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第２節　配電線設備設置工 **６－２－１　コンクリート柱建柱** コンクリート柱の建柱は、第３編４－12－１コンクリート柱建柱の規定による。	**第２節　配電線設備設置工** **６－２－１　コンクリート柱建柱** コンクリート柱の建柱は、第３編４－12－１引込柱建柱の規定による。	条名称の変更

現　　行	改　　定	適　　用
第7章　道路照明設備 **第１節　　適　　用** ２．LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）」によるものとする。 ３．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編、第２編器具及び材料編、第３編電気通信設備工事共通編の規定による。	**第１節　　適　　用** ２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編、第２編器具及び材料編、第３編電気通信設備工事共通編の規定による。	掲載箇所を第1章第2節へ変更 項番の変更
第２節　道路照明設備設置 **７－２－１　道路照明灯設置** １．一般事項	**第２節　道路照明設備設置** **７－２－１　道路照明灯設置** １．一般事項	
	（１）　LED照明器具 LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。 1）堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2）LEDモジュール用制御装置をポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。 3）LEDモジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。 4）LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300Ｖ以下とする。	LED器具の施工に関する規定を追記 LED照明器具（制御装置）の規定内容は内線規程（省令第59条）による。
（１）管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。	（２）　1000V以下の放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。	項番の変更 項目名称の追加
（２）管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設する他、以下により施設する。 １）放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 ２）照明器具は、JIS C 8105-01に規定するIP23以上とする。	（３）　1000Vを超える放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。 １）放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 ２）照明器具は、JIS C 8105-01（照明器具-第1部：安全性要求事項通則）に規定するIP23以上とする。	項番の変更 項目名称の追加 用語の統一 JIS規格No.の修正、JIS規格名称の追加
（３）照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたボルトナットを選定するものとする。	（４）　照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。	項番の変更 道路器具側の落下防止ワイヤ取付部は2重の落下防止対策が施されたボルトナットが使用できないこと、また器具質量が規定されているため内容修正
第４節　歩道（橋）照明設備設置工 **７－４－１　歩道（橋）照明灯設置** 歩道（橋）照明灯の設置は、第４編７－２－１道路照明灯設置の規定による。ただし、アンカーボルトの規格はJILによる。	**第４節　歩道（橋）照明設備設置工** **７－４－１　歩道（橋）照明灯設置** 歩道（橋）照明灯の設置は、第４編７－２－１道路照明灯設置の規定による。	アンカーボルトの規格は道路灯に準拠できること。また、アンカーボルトのJIL引用規格が不明確なため削除

現　　行	改　　定	適　　用
第５節　照明灯基礎設置工 **７－５－１　照明灯基礎設置** １．照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「風荷重：道路付属部の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号)」によるものとする。	**第５節　照明灯基礎設置工** **７－５－１　照明灯基礎設置** １．照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「道路付属部の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号)」によるものとする。	適用する基準の名称の修正
第６節　視線誘導灯設置工 **７－６－１　ブリンカーライト設置** ブリンカーライトの設置は、第４編第７章第１節道路照明設備設置工の規定及び「視線誘導標設置基準・同解説（(社）日本道路協会)」の規定によるものとする。ただし、アンカーボルトの規格はJIL（照明ポール）によるものとする。	**第６節　視線誘導灯設置工** **７－６－１　ブリンカーライト設置** ブリンカーライトの設置は、第４編第７章第１節道路照明設備設置工の規定及び「視線誘導標設置基準」（昭和59年4月16日　都街発第15号、道企発第16号）によるものとする。	通達の制定日等の追加 アンカーボルトの規格は道路灯に準拠できること。また、アンカーボルトのJIL引用規格が不明確なため削除
第8章　トンネル照明設備 **第１節　適　　用**	**第１節　適　　用**	
２．LEDトンネル照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月)」によるものとする。		掲載箇所を第1章第2節へ変更
３．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編、第２編器具及び材料編、第３編電気通信設備工事共通編の規定による。	２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編、第２編器具及び材料編、第３編電気通信設備工事共通編の規定による。	項番の変更
第２節　トンネル照明設備設置工	**第２節　トンネル照明設備設置工**	
８－２－３　トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、 第４編７－２－１道路照明灯設置の規定による他、以下によるものとする。	**８－２－３　トンネル照明器具取付** トンネル照明器具の取付けは、 第４編７－２－１道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。	表現の統一
第４節　地下道照明設備設置工 **８－４－１　地下道照明器具設置** ２．器具の取付け及び接続 （５）吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表４－８－１によるものとする。 **表４－８－１　照明器具の支持点数** 種　　別 ／ ボルト本数 電池内蔵形環形蛍光灯器具 30 形以上 ／ 1以上 電池内蔵形環形蛍光灯器具20形×1 以上 蛍光灯器具20形×2 以上、40形×1 以上 ／ 2以上 蛍光灯器具20形×4 以上、40形×5 以上 ／ 4以上 〔備考〕　コンパクト形蛍光灯器具、Ｈｆ蛍光灯器具は、上表に準じ、原則として器具の背面形式に適合した本数とする。	**第４節　地下道照明設備設置工** **８－４－１　地下道照明器具設置** ２．器具の取付け及び接続 （５）吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表４－８－１によるものとする。 **表４－８－１　照明器具の支持点数** 種　　別 ／ ボルト本数 電池内蔵形環形蛍光灯器具 30 形以上 ／ 1以上 電池内蔵形環形蛍光灯器具20形×1 以上 蛍光灯器具20形×2 以上、40形×1 以上 ／ 2以上 蛍光灯器具20形×4 以上、40形×5 以上 ／ 4以上 〔備考〕　LED器具、コンパクト形蛍光灯器具、Ｈｆ蛍光灯器具は、上表に準じ、原則として器具の背面形式に適合した本数とする。	LED器具の追記

現　　行	改　　定	適　　用
第9章　施設照明設備 **第３節　地下道(監査廊)等照明設備設置工** **９－３－２　照明器具取付** ２．照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具またはライナーを用いて配列調整を行うものとする。	**第３節　地下道(監査廊)等照明設備設置工** **９－３－２　照明器具取付** ２．照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて配列調整を行うものとする。	一般名称に変更
第５節　公園照明設備設置工 **９－５－１　照明灯器具取付（屋内）** １．照明灯器具取付 （２）天井に取付ける照明器材等は、吊りボルト及びボルト等で支持し、平座金及びナットを用いて取付け、必要のある場合は、ネジ等により振止めを行うものとする。	**第５節　公園照明設備設置工** **９－５－１　照明灯器具取付（屋内）** １．照明灯器具取付 （２）天井に取付ける照明器材等は、吊りボルト及びボルト等で支持し、平座金及びナットを用いて取付け、必要のある場合は、ねじ等により振止めを行うものとする。	用語の統一
第10章　共同溝附帯設備 **第１節　適　　用** １．本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第２節　共同溝附帯設備設置工 **10－２－１　一般事項** ３．ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあっては、本条２項の規定による他、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。	**第２節　共同溝附帯設備設置工** **10－２－１　一般事項** ３．ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあっては、本条２項の規定によるほか、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。	用語の統一
第４節　共同溝照明設備設置工 **10－４－１　照明器具取付** 照明器具の取付けは、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工の規定及び第４編第８章第４節地下道照明設備設置工の規定による他、以下によるものとする。	**第４節　共同溝照明設備設置工** **10－４－１　照明器具取付** 照明器具の取付けは、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工の規定及び第４編第８章第４節地下道照明設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。	用語の統一
第５節　共同溝排水設備設置工 **10－５－２　給排水管敷設** ４．配管は、配管支持金具でコンクリート側壁または床面に固定し、各管を系統別に順序よく配列を行い、管をなるべく交ささせないように配管する。	**第５節　共同溝排水設備設置工** **10－５－２　給排水管敷設** ４．配管は、配管支持金具でコンクリート側壁または床面に固定し、各管を系統別に順序よく配列を行い、管をなるべく交差させないように配管する。	誤記訂正
第６節　共同溝換気設備設置工 換気設備の設置は、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工による他、以下によるものとする。	**第６節　共同溝換気設備設置工** 換気設備の設置は、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工によるほか、以下によるものとする。	用語の統一
第７節　共同溝監視制御設備設置工 監視制御設備の設置は、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工の規定による他、以下によるものとする。	**第７節　共同溝監視制御設備設置工** 監視制御設備の設置は、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。	用語の統一

現　　行	改　　定	適　　用
10－７－５　火災感知設備据付 火災報知設備の据付は、第４編第５章第８節自動火災報知設備設置工の規定による。	**10－７－５　火災感知設備据付** 火災感知設備の据付は、第４編第５章第８節自動火災報知設備設置工の規定による。	誤記訂正
10－７－７　ガス機器取付 ガス機器の取付けは、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工による他、以下によるものとする。	**10－７－７　ガス機器取付** ガス機器の取付けは、第４編第10章第２節共同溝附帯設備設置工によるほか、以下によるものとする。	用語の統一
（２）ガス検知器 ガス検知器は、以下の場所には設置してはならない。 ①　外部の気流が頻繁に流通する場所。 ②　換気口等の空気の吹出し口から1.5m以内の場所。 ③　ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所。 ④　その他ガス漏れの発生を、有効に検知することができない場所。	（２）ガス検知器 ガス検知器は、以下の場所には設置してはならない ①　外部の気流が頻繁に流通する場所 ②　換気口等の空気の吹出し口から1.5m以内の場所 ③　ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所 ④　その他ガス漏れの発生を、有効に検知することができない場所	体言止めの句点削除
第12章　道路融雪設備 **第１節　適　　用** １．本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第２節　道路ヒーティング設備設置工 **12－２－２　凍結検知装置据付** 凍結検知装置の据付は、以下に示す他は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　道路ヒーティング設備設置工** **12－２－２　凍結検知装置据付** 凍結検知装置の据付は、以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
12－２－３　凍結検知装置調整 １．装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した法案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施する。	**12－２－３　凍結検知装置調整** １．装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施する。	誤記訂正
第13章　道路照明維持補修工 **第１節　適　　用** １．本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第２節　道路照明維持工 **13－２－１　一般事項** 道路照明の維持は、設計図書による他、以下によるものとする。	**第２節　道路照明維持工** **13－２－１　一般事項** 道路照明の維持は、設計図書によるほか、以下によるものとする。	用語の統一
（２）リフト車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。	（２）高所作業車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。	用語の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第５編　通信設備編 第1章　総　　則 **第１節　適　　用** １．本章は、電気通信設備工事における、多重通信設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、ヘリコプタ映像伝送設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、ヘリコプタ映像伝送設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。	誤記訂正
第２節　適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第１編１－１－34諸法令の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	**第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成28年３月） 道路トンネル非常用施設設置基準　（平成13年10月） 電気設備に関する技術基準を定める省令　（平成28年９月） 通信鉄塔設計要領　（平成25年３月） 各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月）	国土交通省　電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成30年8月） 国土交通省　通信鉄塔設計要領　（平成25年3月） 経済産業省　電気設備に関する技術基準を定める省令　（平成29年4月） 経済産業省　電気設備の技術基準の解釈　（平成30年10月） 日本建築学会　各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月） 日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説　（平成13年10月） 建設電気技術協会　電気通信設備据付標準図集　（平成27年1月）	最新改定年月に修正
第2章　多重無線通信設備 **第２節　多重無線装置設置工** **２－２－２　多重無線装置調整** １．装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。	**第２節　多重無線装置設置工** **２－２－２　多重無線装置調整** １．装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。	標準図集の追加、基準類の配列の変更 表現の統一
第３節　空中線装置設置工 **２－３－１　空中線据付** ４．パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後のゆるみなどがないように取付けるものとする。	**第３節　空中線装置設置工** **２－３－１　空中線据付** ４．パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後の緩みなどがないように取付けるものとする。	表現の統一
２－３－４　空中線取付架台設置 １．架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を確認し施工する。	**２－３－４　空中線取付架台設置** １．空中線取付架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を確認し施工する。	用語の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第3章　電源設備 **第２節　衛星通信固定局設備設置工** **３－２－７　総合調整** １．　装置の試験及び調整項目ならびに本省局、大阪局との対向調整が必要な場合は、方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。	**第２節　衛星通信固定局設備設置工** **３－２－７　総合調整** １．　装置の試験、調整及び本省、大阪固定局等との対向調整に先立ち、方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。	用語の統一
第4章　移動体通信設備 **第２節　移動体通信装置設置工** **４－２－５　総合調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職1　員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。	**第２節　移動体通信装置設置工** **４－２－５　総合調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職1　員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。	表現の統一
第３節　空中線設置工 **４－３－１　空中線据付** ７．　給電線との接続は、防水性を考慮してしっかり取付けるものとする。	**第３節　空中線設置工** **４－３－１　空中線据付** ７．　給電線との接続は、防水性を考慮して取付けるものとする。	表現の統一
第5章　テレメータ設備 **第２節　テレメータ監視局装置設置工** **５－２－２　テレメータ監視局装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。	**第２節　テレメータ監視局装置設置工** **５－２－２　テレメータ監視局装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。	表現の統一
第４節　テレメータ観測局装置設置工 **５－４－１　テレメータ観測局装置据付** テレメータ観測局装置の据付は、第５編５－２－１　テレメータ監視局装置据付の規定による。	**第４節　テレメータ観測局装置設置工** **５－４－１　テレメータ観測局装置据付** テレメータ観測局装置の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	引用元の見直し
第6章　放流警報設備 **第４節　放流警報警報局装置設置工** **６－４－１　放流警報警報局装置据付** 放流警報警報局装置の据付は、第５編５－２－１　テレメータ監視局装置据付の規定による。	**第４節　放流警報警報局装置設置工** **６－４－１　放流警報警報局装置据付** 放流警報警報局装置の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	引用元の見直し

現　　行	改　　定	適　　用
第8章　電話交換設備 **第２節　自動電話交換装置設置工** **８－２－１　自動電話交換機据付（電子式）** 自動電話交換機据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**８－２－１　自動電話交換装置据付（電子式）** 自動電話交換装置据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
８－２－２　自動電話交換機調整（電子式）	**８－２－２　自動電話交換装置調整（電子式）**	用語の統一
８－２－４　簡易電話交換装置調整 簡易電話交換装置の調整は、第５編８－２－２自動電話交換機調整(電子式)の規定による。	**８－２－４　簡易電話交換装置調整** 簡易電話交換装置の調整は、第５編８－２－２自動電話交換装置調整(電子式)の規定による。	用語の統一
８－２－６　中継台調整 中継台の調整は、第５編８－２－２　自動電話交換機調整(電子式)の規定による。	**８－２－６　中継台調整** 中継台の調整は、第５編８－２－２　自動電話交換装置調整(電子式)の規定による。	用語の統一
８－２－７　総合調整 １．設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による、性能が十分得られるように実施するものとする。	**８－２－７　総合調整** １．設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施するものとする。	表現の統一
第３節　ＩＰ電話交換装置設置工 **８－３－１　ＩＰ電話交換設備機器据付** IP電話交換設備機器の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第３節　ＩＰ電話交換装置設置工** **８－３－１　ＩＰ電話交換設備機器据付** IP電話交換設備機器の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
第10章　道路情報表示設備 **第２節　道路情報表示制御装置設置工** **10－２－１　制御装置据付** 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。その他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　道路情報表示制御装置設置工** **10－２－１　制御装置据付** 制御装置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
10－２－２　制御装置調整 １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	**10－２－２　制御装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	誤記訂正
第３節　道路情報表示装置設置工 **10－３－１　表示装置据付** １．　表示装置の設計荷重 表示装置の設計荷重として、表示装置及び支柱に加わる外力のうち風荷重と地震荷重は以下によるものとする。 風加重　：道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日道企第52号） 地震荷重：建設省告示第1449号（平成12年5月31日）第二	**第３節　道路情報表示装置設置工** **10－３－１　表示装置据付** １．　表示装置の設計荷重 表示装置の設計荷重は、第３編３－１－２　耐震据付設計基準第6項の規定による。	第３編３－１－２の引用に変更
２．　表示装置据付 表示装置の据付は以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	２．　表示装置据付 表示装置の据付は以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
(4) ボルト締付は、以下によるものとする。 1) めっき中ボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設　5項ボルト締付(3)の規定による。 2) めっき高力ボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設 5項ボルト締付(1)の規定による。 3) アンカーボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設　5項ボルト締付(2)の規定による。	(4) ボルト締付及びマーキングは、以下によるものとする。 1) めっき中ボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設　5項 (3)の規定による。 2) めっき高力ボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設 5項 (1)の規定による。 3) アンカーボルトの締付は、第５編２０－３－１　通信用鉄塔架設　5項 (2)の規定による。	文言の追加 引用表現の統一
10－３－２　表示装置調整 １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。	**10－３－２　表示装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	表現の統一
第11章　河川情報表示設備 **第２節　河川情報表示制御装置設置工**	**第２節　河川情報表示制御装置設置工**	
11－２－１　制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**11－２－１　制御装置据付** 制御装置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
11－２－２　制御装置調整 １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。	**11－２－２　制御装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	表現の統一
11－３－２　表示装置調整 １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。	**11－３－２　表示装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	表現の統一
第11章　放流警報表示設備 **第２節　放流警報表示制御装置設置工**	**第２節　放流警報表示制御装置設置工**	
12－２－１　制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**12－２－１　制御装置据付** 制御装置の据付について以下に示すほかは、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
12－２－２　制御装置調整 １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。	**12－２－２　制御装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第３節　放流警報表示装置設置工 **12－３－２　表示装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。	**第３節　放流警報表示装置設置工** **12－３－２　表示装置調整** １．　装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。	表現の統一
第13章　トンネル防災設備 **第２節　トンネル監視制御装置設置工** **13－２－１　トンネル監視制御装置据付** 装置等の設置は、設計図書によるほか、第６編７－２－１　CCTV監視制御装置据付、及び第６編７－３－１CCTV装置据付の規定による。	**第２節　トンネル監視制御装置設置工** **13－２－１　トンネル監視制御装置据付** 装置等の設置は、設計図書によるほか、第６編７－２－１　CCTV監視制御装置据付及び第６編７－３－１CCTV装置据付の規定による。	読点の削除
13－２－２　トンネル監視制御装置調整 １．装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。	**13－２－２　トンネル監視制御装置調整** １．装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。	表現の統一
第14章　非常警報設備 **第２節　非常警報装置設置工** **14－２－１　非常警報制御機据付** 非常警報制御機の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　非常警報装置設置工** **14－２－１　非常警報受信装置据付** 非常警報受信装置の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一 用語の統一
14－２－２　非常警報御機調整	**14－２－２　非常警報受信装置調整**	用語の統一
14－２－４　非常警報主制御装置調整 非常警報主制御装置の調整は、第５編14－２－２　非常警報制御機調整の規定による。	**14－２－４　非常警報主制御装置調整** 非常警報主制御装置の調整は、第５編14－２－２　非常警報受信装置調整の規定による。	用語の統一
14－２－13　付属設備取付	**14－２－13　付属設備取付** １．非常電話機の取付 （１）装置の取付け位置は、設計図書によるものとし、建築限界の外側とする。 （２）墨出しは、非常電話機の間隔及び路面よりの高さに注意して行うものとする。 （３）非常電話収納箱は、アンカーボルトで堅固に取付けるものとする。 （４）非常電話機は、収納箱内にボルトで固定し、取付けるものとする。 （５）取付金具及びボルト類は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきボルトまたはステンレス製のものを使用するものとする。	非常電話機の取付に関する記載を追加
１．非常電話機については、装置の前面の見易い位置に、説明板を取付けるものとする。	（６）非常電話機の前面の見易い位置に、説明板を取付けるものとする。	項番の変更
第15章　ラジオ再放送設備 **第２節　ラジオ再放送装置設置工** **15－２－９　付属機器取付** １．整合器・分配器・終端抵抗器等をトンネル内に取付ける場合は、落下若しくは移動しないように堅固に固定すること。 なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。	**第２節　ラジオ再放送装置設置工** **15－２－９　付属機器取付** １．整合器・分配器・終端抵抗器等をトンネル内に取付ける場合は、第３編４-４-４機材の落下防止の規定による。 なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。	引用表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第16章　トンネル無線補助設備 **第２節　トンネル無線補助設備設置工** **16－２－４　空中線調整** 八木型空中線の調整では、回線設計に従った必要電界強度が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験又は第５編15－２－８　トンネル内空中線調整に準じた電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。	**第２節　トンネル無線補助設備設置工** **16－２－４　空中線調整** 八木型空中線の調整では、回線設計に従った必要電界強度が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験または第５編15－２－８　トンネル内空中線調整に準じた電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。	表現の統一
第18章　道路防災設備 **第２節　交通遮断装置設置工** **18－２－１　交通遮断機据付** ２．装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行った後、ステンレス製又は鋼製で溶融亜鉛めっきを施した、ボルトなどで取付けるものとする。	**第２節　交通遮断装置設置工** **18－２－１　交通遮断機据付** ２．装置の設計荷重は、第３編３－１－２耐震据付設計基準第６項の規定による。 ３．装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行った後、ステンレス製又は鋼製で溶融亜鉛めっきを施した、ボルトなどで取付けるものとする。	設計荷重の追記 項番の変更
18－２－３　予告板・標識等据付 ２．予告板・標識等の据付は、門型支柱、Ｆ型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 ３．予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。	**18－２－３　予告板・標識等据付** ２．装置の設計荷重は、第３編３－１－２耐震据付設計基準第６項の規定による。 ３．予告板・標識等の据付は、門型支柱、Ｆ型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 ４．予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。	設計荷重の追記 項番の変更
第３節　交通流車両観測装置設置工 **18－３－１　車両感知装置据付** ２．装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 ３．感知器取付支柱は、門型支柱、歩道橋またはＦ型支柱等にボルト等を用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 ４．ループコイルの敷設は、損傷を与えないように丁寧に施工するものとし、埋設深さを路面から、なるべく均一になるように施工する。	**第３節　交通流車両観測装置設置工** **18－３－１　車両感知装置据付** ２．装置の設計荷重は、第３編３－１－２耐震据付設計基準第６項の規定による。 ３．装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 ４．感知器取付支柱は、門型支柱、歩道橋またはＦ型支柱等にボルト等を用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 ５．ループコイルの敷設は、損傷を与えないように丁寧に施工するものとし、埋設深さを路面から、なるべく均一になるように施工する。	設計荷重の追記 項番の変更

現　　行	改　　定	適　　用
第19章　施設計測・監視制御設備 **第２節　路面凍結検知装置設置工**	**第２節　路面凍結検知装置設置工**	
２．装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。	２．装置の設計荷重は、第３編３－１－２耐震据付設計基準第６項の規定による。 ３．装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。	設計荷重の追記 項番の変更
第４節　気象観測装置設置工 **19－４－１　気象観測装置据付** 気象観測装置の据付は、第５編19－２－１　路面凍結検知装置据付の規定による。	**第４節　気象観測装置設置工** **19－４－１　気象観測装置据付** 気象観測装置の据付は、第５編19－２－１　路面凍結検知装置据付の規定による。 なお、気象観測装置にあって風速を観測する場合は、設計風速を60m/sとする。	風荷重の追記
第５節　強震計測装置設置工 **19－５－１　強震計測装置据付** 強震計測装置の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第５節　強震計測装置設置工** **19－５－１　強震計測装置据付** 強震計測装置の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	用語の統一
第20章　通信鉄塔・反射板設備 **第３節　通信用鉄塔設置工** **20－３－１　通信用鉄塔架設** ３．クレーン車による据付は、アウトリガーを最大に張出し、鉄板・角材により堅固、かつ水平に行うものとする。	**第３節　通信用鉄塔設置工** **20－３－１　通信用鉄塔架設** ３．クレーン車による据付は、アウトリガーを原則最大に張出し、鉄板・角材等を使用して、堅固かつ水平に行うものとする。 ただし、敷地条件等により最大に張出すことができない場合は、安全に配慮し、施工する。	中間張出について追記
５．ボルト締付けは、以下によるものとする。 （３）その他のボルト ボルト整理時に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締付材が密着していることを確認し、赤又は黒マジックによりマーキングを行うものとする。	５．ボルト締付けは、以下によるものとする。 （３）その他のボルト ボルト締め付け作業前に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締付材が密着していることを確認し、赤又は黒マジックによりマーキングを行うものとする。	施工時期の明確化
第５節　鉄塔基礎工 鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、通信鉄塔設計要領（平成25年3月）、道路橋示方書（平成24年2月）によるものとする。	**第５節　鉄塔基礎工** 鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」、「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会、平成24年3月）によるものとする。	引用表現の統一
第21章　局舎設備 **第１節　適　　用** １．　本章は、局舎設備工事における局舎設備工、囲障設置工、基礎工その他これらに類する工種に適用する。	**第１節　適　　用** １．　本章は、局舎設備工事における局舎設置工、囲障設置工、基礎工その他これらに類する工種に適用する。	用語の統一
第２節　局舎設備工	**第２節　局舎設置工**	用語の統一

現　　行	改　　定	適　　用
第６編　電子応用設備編 第1章　総　　則 **第１節　適　　用** １．本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量計設備、河川情報設備、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応答通報設備に使用する工種に適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量計設備、統一河川情報システム、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応答通報設備に使用する工種に適用する。	用語の統一（旧装置名称の修正）
第２節　適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第１編１－１－34諸法令の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	**第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第１編１－１－34諸法令の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	道路・河川工事仕様書と整合
電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成28年３月） 電気設備に関する技術基準の解釈を定める省令　（平成28年９月） 各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月）	国土交通省　電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）　（平成30年8月） 経済産業省　電気設備に関する技術基準を定める省令　（平成29年4月） 経済産業省　電気設備の技術基準の解釈　（平成30年10月） 日本建築学会　各種合成構造設計指針・同解説　（平成22年11月） 建設電気技術協会　電気通信設備据付標準図集　（平成27年1月）	最新改定年月に修正 標準図集の追加、基準類の配列の変更
第2章　各種情報設備 **第２節　各種情報設備設置工** **２－２－２　各種情報設備据付** 各種情報設備の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　各種情報設備設置工** **２－２－２　各種情報設備据付** 各種情報設備の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
第３節　ＩＰネットワーク設備設置工 **２－３－１　ＩＰネットワーク装置据付** IPネットワーク装置の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第３節　ＩＰネットワーク設備設置工** **２－３－１　ＩＰネットワーク装置据付** IPネットワーク装置の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
２．ラックマウントタイプは、取付けネジを使用し固定するものとする。	２．ラックマウントタイプは、取付けねじを使用し固定するものとする。	用語の統一
２－３－２　ＩＰネットワーク装置調整 ４．装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。	**２－３－２　ＩＰネットワーク装置調整** ４．装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	読点の追加
第４節　無線LAN設備設置工 **２－４－１　無線LAN装置据付** 無線LAN装置の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第４節　無線LAN設備設置工** **２－４－１　無線LAN装置据付** 無線LAN装置の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
２－４－２　無線LAN装置調整 装置毎の試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。	**２－４－２　無線LAN装置調整** 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	誤記訂正

現　　行	改　　定	適　　用
第3章　ダム・堰諸量設備 **第２節　ダム・堰諸量装置設置工** **３－２－１　ダム・堰諸量装置据付** ダム・堰諸量装置の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　ダム・堰諸量装置設置工** **３－２－１　ダム・堰諸量装置据付** ダム・堰諸量装置の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
第4章　レーダ雨量計設備 **第４節　レーダ基地局装置設置工** **４－４－１　レーダ基地局装置据付** ７．送信機部をレドームの中に設置する場合には、信号処理部等への誘雷を受けないようケーブル類の敷設を行うものとする。	**第４節　レーダ基地局装置設置工** **４－４－１　レーダ基地局装置据付** ７．送信機部をレドームの中に設置する場合には、信号処理部等への誘導雷を受けないようケーブル類の敷設を行うものとする。	用語の統一
第5章　河川情報設備 **第１節　適　　用** １．本章は、河川情報設備工事における河川情報中枢局装置設置工、河川情報集中局装置設置工、統一河川情報システム装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。	第5章　統一河川情報システム **第１節　適　　用** １．本章は、統一河川情報システム工事における統一河川情報システム装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。	新装置名への名称の変更
第２節　河川情報中枢局装置設置工 **５－２－１　河川情報中枢局装置据付** 河川情報中枢局装置の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 **５－２－２　河川情報中枢局装置調整** 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 **５－２－３　河川情報中枢局装置総合調整** １．装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 ２．装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。		旧装置の削除

現　　行	改　　定	適　　用
第３節　河川情報集中局装置設置工 **５－３－１　河川情報集中局装置据付** 河川情報集中局装置の据付は、第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。 **５－３－２　河川情報集中局装置調整** １．装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。 ２．装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。		旧装置の削除
第４節　統一河川情報システム装置設置工 **５－４－１　統一河川情報システム装置据付** **５－４－２　統一河川情報システム装置調整** **５－４－３　統一河川情報システム装置総合調整**	**第２節　統一河川情報システム装置設置工** **５－２－１　統一河川情報システム装置据付** **５－２－２　統一河川情報システム装置調整** **５－２－３　統一河川情報システム装置総合調整**	節番号の変更 条番号の変更
第6章　道路交通情報設備 **第１節　適　　用** １．本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集中局装置設置工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集中局装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第7章　CCTV設備 **第１節　適　　用** １．本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工その他これらに類する工種について適用する。	**第１節　適　　用** １．本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。	読点の追加
第２節　CCTV監視制御装置設置工 **７－２－１　CCTV監視制御装置据付** CCTV監視制御装置の据付について以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第２節　CCTV監視制御装置設置工** **７－２－１　CCTV監視制御装置据付** CCTV監視制御装置の据付について以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一
（５）装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取付けるものとする。 なお、支持点数は４点以上（天井モニタは天井との取付ポールを１本以上、天井に取り付けるパネルのネジを４箇所以上）とし、必要のある場合はねじ、ワイヤー等により、振れ止めを施すものとする。	（５）装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取付けるものとする。 なお、支持点数は４点以上（天井モニタは天井との取付ポールを１本以上、天井に取り付けるパネルのねじを４箇所以上）とし、必要のある場合はねじ、ワイヤ等により、振れ止めを施すものとする。	用語の統一
第３節　CCTV装置設置工 **７－３－１　CCTV装置据付** １．カメラ装置据付 以下に示す他は第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	**第３節　CCTV装置設置工** **７－３－１　CCTV装置据付** １．カメラ装置据付 以下に示すほかは第３編４－３－３　各種設備等の据付の規定による。	表現の統一

現　　行	改　　定	適　　用
（３）カメラ装置の落下防止対策を実施する場合は、カメラ支柱又は架台とカメラ装置間を落下防止ワイヤー等で接続固定する等、地震動等による落下防止対策を講ずるものとする。 　落下防止ワイヤー等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。	（３）カメラ装置の落下防止対策を実施する場合は、カメラ支柱又は架台とカメラ装置間を落下防止ワイヤ等で接続固定する等、地震動等による落下防止対策を講ずるものとする。 　落下防止ワイヤ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。	用語の統一
（６）高さ6m以上の支柱において、ベースプレート式を用いる場合のボルト、アンカーボルトは第５編10－３－１、2.表示装置据付(3)、(4)の規定による。	（６）高さ6m以上の支柱において、ベースプレート式を用いる場合のボルト、アンカーボルトは第５編10－３－１　表示装置据付2項（3)、(4)の規定による。	引用表現の統一
（８）地際部は、第２編３－８－１、1項一般事項(3)による。	（８）地際部は、第２編３－８－１　テーパーポール1項（3)による。	

現　　行

付　　表

日本工業規格（ＪＩＳ）　(1/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ａ　４２０１	建築物等の雷保護
ＪＩＳ　Ａ　５３７２	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
ＪＩＳ　Ａ　５３７３	プレキャストプレストレストコンクリート製品
ＪＩＳ　Ｂ　２０７１	鋼製弁
ＪＩＳ　Ｂ　８８０２	チェーンブロック
ＪＩＳ　Ｃ　０４４８	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準
ＪＩＳ　Ｃ　０９２０	電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
ＪＩＳ　Ｃ　１１０２	直動式指示電気計器
ＪＩＳ　Ｃ　１１０３	配電盤用指示電気計器寸法

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(1/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ａ　４２０１	建築物等の雷保護
ＪＩＳ　Ａ　５００１	道路用砕石
ＪＩＳ　Ａ　５００５	コンクリート用砕石及び砕砂
ＪＩＳ　Ａ　５００６	割ぐり石
ＪＩＳ　Ａ　５００８	舗装用石灰石粉
ＪＩＳ　Ａ　５０１１	コンクリート用スラグ骨材
ＪＩＳ　Ａ　５０１５	道路用鉄鋼スラグ
ＪＩＳ　Ａ　５３７２	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
ＪＩＳ　Ａ　５３７３	プレキャストプレストレストコンクリート製品
ＪＩＳ　Ａ　５５２５	鋼管ぐい
ＪＩＳ　Ａ　５５２６	H形鋼ぐい
ＪＩＳ　Ａ　５５２８	熱間圧延鋼矢板
ＪＩＳ　Ａ　５５３０	鋼管矢板
ＪＩＳ　Ｂ　１１８０	六角ボルト
ＪＩＳ　Ｂ　１１８１	六角ナット
ＪＩＳ　Ｂ　１１８６	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット
ＪＩＳ　Ｂ　２０７１	鋼製弁
ＪＩＳ　Ｂ　８８０２	チェーンブロック
ＪＩＳ　Ｃ　０４４８	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準
ＪＩＳ　Ｃ　０９２０	電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
ＪＩＳ　Ｃ　１１０２	直動式指示電気計器
ＪＩＳ　Ｃ　１１０３	配電盤用指示電気計器寸法

適　　用

第2編第1章の表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材の対応JIS規格を追加

現　　行

日本工業規格（ＪＩＳ）　(3/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　２８１３	屋内配線用差込形電線コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　２８１４－２－４	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第２－４部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項
ＪＩＳ　Ｃ　３１０１	電気用硬銅線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０２	電気用軟銅線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０５	硬銅より線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０９	硬アルミニウムより線
ＪＩＳ　Ｃ　３３０６	ビニルコード
ＪＩＳ　Ｃ　３３０７	６００Ｖビニル絶縁電線（ＩＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３１２	６００Ｖビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３３１５	ロ出用ゴム絶縁電線
ＪＩＳ　Ｃ　３３１６	電気機器用ビニル絶縁電線
ＪＩＳ　Ｃ　３３１７	６００Ｖ二種ビニル絶縁電線（ＨＩＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３２７	６００Ｖゴムキャブタイヤケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３３４０	屋外用ビニル絶縁電線（ＯＷ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３４１	引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３４２	６００Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（ＶＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３４０１	制御用ケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３５０１	高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）
ＪＩＳ　Ｃ　３５０２	テレビジョン受信用同軸ケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３５０３	ＣＡＴＶ用（給電兼用）同軸ケーブル（アルミニュウムパイプ型）
ＪＩＳ　Ｃ　３６０５	６００Ｖポリエチレンケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３６０６	高圧架橋ポリエチレンケーブル

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(3/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　２８１３	屋内配線用差込形電線コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　２８１４－２－４	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第２－４部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項
ＪＩＳ　Ｃ　３１０１	電気用硬銅線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０２	電気用軟銅線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０５	硬銅より線
ＪＩＳ　Ｃ　３１０９	硬アルミニウムより線
ＪＩＳ　Ｃ　３３０６	ビニルコード
ＪＩＳ　Ｃ　３３０７	６００Ｖビニル絶縁電線（ＩＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３１２	６００Ｖビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３３１５	ロ出用ゴム絶縁電線
ＪＩＳ　Ｃ　３３１６	電気機器用ビニル絶縁電線
ＪＩＳ　Ｃ　３３１７	６００Ｖ二種ビニル絶縁電線（ＨＩＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３２７	６００Ｖゴムキャブタイヤケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３３４０	屋外用ビニル絶縁電線（ＯＷ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３４１	引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３３４２	６００Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（ＶＶ）
ＪＩＳ　Ｃ　３４０１	制御用ケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３５０１	高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）
ＪＩＳ　Ｃ　３５０２	テレビジョン受信用同軸ケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３５０３	ＣＡＴＶ用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３６０５	６００Ｖポリエチレンケーブル
ＪＩＳ　Ｃ　３６０６	高圧架橋ポリエチレンケーブル

適　　用

名称の修正

現　　行

日本工業規格（ＪＩＳ）　(5/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　４６０１	高圧受電用地絡継電装置
ＪＩＳ　Ｃ　４６０２	高圧受電用過電流継電器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０３	高圧交流遮断器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０４	高圧限流ヒューズ
ＪＩＳ　Ｃ　４６０５	高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０６	屋内用高圧断路器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０７	引外し形高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０８	高圧避雷器（屋内用）
ＪＩＳ　Ｃ　４６０９	高圧受電用地絡方向継電装置
ＪＩＳ　Ｃ　４６１１	限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６２０	キュービクル式高圧受電設備
ＪＩＳ　Ｃ　４９０１	低圧進相コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－１	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第１部：コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－２	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第２部：直列リアクトル
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－３	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第３部：放電コイル
ＪＩＳ　Ｃ　４９０８	電気機器用コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　５３８１－１２	低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準
ＪＩＳ　Ｃ　５４０１	電子機器用コネクタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５４１０	高周波同軸コネクタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５４１１	高周波同軸Ｃ０１形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１２	高周波同軸Ｃ０２形コネクタ

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(5/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　４５４０－１	電磁式エレメンタリ　リレー－第１部：一般要求事項
ＪＩＳ　Ｃ　４６０１	高圧受電用地絡継電装置
ＪＩＳ　Ｃ　４６０２	高圧受電用過電流継電器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０３	高圧交流遮断器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０４	高圧限流ヒューズ
ＪＩＳ　Ｃ　４６０５	高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０６	屋内用高圧断路器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０７	引外し形高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６０８	高圧避雷器（屋内用）
ＪＩＳ　Ｃ　４６０９	高圧受電用地絡方向継電装置
ＪＩＳ　Ｃ　４６１１	限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器
ＪＩＳ　Ｃ　４６２０	キュービクル式高圧受電設備
ＪＩＳ　Ｃ　４９０１	低圧進相コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－１	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第１部：コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－２	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第２部：直列リアクトル
ＪＩＳ　Ｃ　４９０２－３	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器―第３部：放電コイル
ＪＩＳ　Ｃ　４９０８	電気機器用コンデンサ
ＪＩＳ　Ｃ　５３８１－１２	低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準
ＪＩＳ　Ｃ　５４０１	電子機器用コネクタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５４１０	高周波同軸コネクタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５４１１	高周波同軸Ｃ０１形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１２	高周波同軸Ｃ０２形コネクタ

適　　用

規格の追加

現　　行

日本工業規格（ＪＩＳ）　(6/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　５４１３	高周波同軸Ｃ０３形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１４	高周波同軸Ｃ０４形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１５	高周波同軸Ｃ０５形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１９	高周波同軸Ｃ１１形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５５０２	マイクロホン
ＪＩＳ　Ｃ　５５０４	ホーンスピーカ
ＪＩＳ　Ｃ　５８６０	空間ビーム光用受動部品通則
ＪＩＳ　Ｃ　５８７０	干渉フィルタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９００	光伝送用受動部品通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９１０	光ブランチングデバイス通則（波長選択性のないもの）
ＪＩＳ　Ｃ　５９２０	光減衰器通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３０	光スイッチ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３２	光アイソレータ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３４	光伝送用レンズ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４０	光伝送用半導体レーザ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４２	再生及び記録用半導体レーザ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４４	光伝送用半導体レーザモジュール通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９５０	光伝送用発光ダイオード通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９６２	光ファイバコネクタ通則

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(6/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　５４１３	高周波同軸Ｃ０３形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１４	高周波同軸Ｃ０４形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１５	高周波同軸Ｃ０５形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５４１９	高周波同軸Ｃ１１形コネクタ
ＪＩＳ　Ｃ　５５０２	マイクロホン
ＪＩＳ　Ｃ　５５０４	ホーンスピーカ
ＪＩＳ　Ｃ　５８６０	空間ビーム光用受動部品通則
ＪＩＳ　Ｃ　５８７０	干渉フィルタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９００	光伝送用受動部品通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９１０	光ブランチングデバイス通則（波長選択性のないもの）
ＪＩＳ　Ｃ　５９２０	光減衰器通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３０	光スイッチ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３２	光アイソレータ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９３４	光伝送用レンズ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４０	光伝送用半導体レーザ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４２	再生及び記録用半導体レーザ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９４４	光伝送用半導体レーザモジュール通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９５０	光伝送用発光ダイオード通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９６２	光ファイバコネクタ通則
ＪＩＳ　Ｃ　５９６４－４	光ファイバコネクタかん合標準－第４部：SC 形光ファイバコネクタ類（F04 形）
ＪＩＳ　Ｃ　５９６４－１３	光ファイバコネクタかん合標準－第１３部：SC 形光ファイバコネクタ類（F01 形）
ＪＩＳ　Ｃ　５９６４－２０	光ファイバコネクタかん合標準－第２０部：LC 形光ファイバコネクタ類

適　　用

第2編第1章の表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材の対応JIS規格を追加

規格の追加

現　　行	改　　定	適　　用
日本工業規格（ＪＩＳ）(10/15) 番　号 ／ 名　称 ＪＩＳ　Ｃ　８１３１ ／ 道路照明器具 ＪＩＳ　Ｃ　８１５３ ／ LED モジュール用制御装置－性能要求事項 ＪＩＳ　Ｃ　８１５４ ／ 一般照明用 LED モジュール･安全仕様 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置－第１部：通則 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第 2･1 部:回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器） ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－２ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第 2･2 部:漏電遮断器 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－４－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第４部：接触器及びモータスターター第１節：電気機械式接触器及びモータスタータ ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置･第５部：制御回路機器及び開閉素子･第１節：電気機械制御回路機器 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１０ ／ 低圧開閉装置及び制御装置－第５部：制御回路機器及び開閉素子－第１０節：接触器形リレー及びスタータの補助接点 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１０１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置･第５部：制御回路機器及び開閉素子･第 101 節：接触器形リレー及びスタータの補助接点 ＪＩＳ　Ｃ　８２６９－１ ／ 低電圧ヒューズ－第１部：一般要求事項 ＪＩＳ　Ｃ　８２６９－１１ ／ 低電圧ヒューズ－第１１部：Ａ種，Ｂ種ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３０２ ／ ねじ込みソケット類 ＪＩＳ　Ｃ　８３０３ ／ 配線用差込接続器 ＪＩＳ　Ｃ　８３０４ ／ 屋内用小形スイッチ類 ＪＩＳ　Ｃ　８３０５ ／ 鋼製電線管 ＪＩＳ　Ｃ　８３０９ ／ 金属製可とう電線管 ＪＩＳ　Ｃ　８３１４ ／ 配線用筒形ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３１９ ／ 配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３２４ ／ 蛍光灯ソケット及びスタータソケット ＪＩＳ　Ｃ　８３３０ ／ 金属製電線管用の付属品	日本工業規格（ＪＩＳ）(10/15) 番　号 ／ 名　称 ＪＩＳ　Ｃ　８１３１ ／ 道路照明器具 ＪＩＳ　Ｃ　８１５３ ／ LED モジュール用制御装置－性能要求事項 ＪＩＳ　Ｃ　８１５４ ／ 一般照明用 LED モジュール･安全仕様 ＪＩＳ　Ｃ　８１５５ ／ 一般照明用 LED モジュール･－性能要求事項 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置－第１部：通則 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第 2･1 部:回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器） ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－２ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第 2･2 部:漏電遮断器 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－４－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置―第４部：接触器及びモータスターター第１節：電気機械式接触器及びモータスタータ ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置･第５部：制御回路機器及び開閉素子･第１節：電気機械制御回路機器 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１０ ／ 低圧開閉装置及び制御装置－第５部：制御回路機器及び開閉素子－第１０節：接触器形リレー及びスタータの補助接点 ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－５－１０１ ／ 低圧開閉装置及び制御装置･第５部：制御回路機器及び開閉素子･第 101 節：接触器形リレー及びスタータの補助接点 ＪＩＳ　Ｃ　８２６９－１ ／ 低電圧ヒューズ－第１部：一般要求事項 ＪＩＳ　Ｃ　８２６９－１１ ／ 低電圧ヒューズ－第１１部：Ａ種，Ｂ種ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３０２ ／ ねじ込みソケット類 ＪＩＳ　Ｃ　８３０３ ／ 配線用差込接続器 ＪＩＳ　Ｃ　８３０４ ／ 屋内用小形スイッチ類 ＪＩＳ　Ｃ　８３０５ ／ 鋼製電線管 ＪＩＳ　Ｃ　８３０９ ／ 金属製可とう電線管 ＪＩＳ　Ｃ　８３１４ ／ 配線用筒形ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３１９ ／ 配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ ＪＩＳ　Ｃ　８３２４ ／ 蛍光灯ソケット及びスタータソケット ＪＩＳ　Ｃ　８３３０ ／ 金属製電線管用の付属品	規格の追加

現　　行

日本工業規格（ＪＩＳ）　(13/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　９７１１	屋内配線用電線接続工具
ＪＩＳ Ｃ ６００７９－６	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第６部：油入防爆構造“ｏ”
ＪＩＳ Ｃ ６００７９－１１	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第 11 部：本質安全防爆構造“ｉ”
ＪＩＳ　Ｇ　３１０１	一般構造用圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１１４	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１２５	高耐候性圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１３１	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　３１４１	冷間圧延鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　３４４２	水配管用亜鉛めっき鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４４４	一般構造用炭素鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５２	配管用炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５４	圧力配管用炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５７	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５９	配管用ステンレス鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４６９	ポリエチレン被覆鋼管

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(13/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｃ　９７１１	屋内配線用電線接続工具
ＪＩＳ Ｃ ６００７９－６	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第６部：油入防爆構造“ｏ”
ＪＩＳ Ｃ ６００７９－１１	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第 11 部：本質安全防爆構造“ｉ”
ＪＩＳ　Ｇ　３１０１	一般構造用圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１０６	溶接構造用圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１０９	ＰＣ鋼棒
ＪＩＳ　Ｇ　３１１２	鉄筋コンクリート用棒鋼
ＪＩＳ　Ｇ　３１１４	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１２５	高耐候性圧延鋼材
ＪＩＳ　Ｇ　３１３１	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　３１４１	冷間圧延鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　３３５０	一般構造用軽量形鋼
ＪＩＳ　Ｇ　３４４２	水配管用亜鉛めっき鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４４４	一般構造用炭素鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５２	配管用炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５４	圧力配管用炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５７	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４５９	配管用ステンレス鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４６６	一般構造用角形鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３４６９	ポリエチレン被覆鋼管
ＪＩＳ　Ｇ　３５０２	ピアノ線材
ＪＩＳ　Ｇ　３５０６	硬鋼線材

適　　用

第2編第1章の表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材の対応JIS規格を追加

現　　行

日本工業規格（ＪＩＳ）　(14/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｇ　３５３２	鉄線
ＪＩＳ　Ｇ　３５３７	亜鉛めっき鋼より線
ＪＩＳ　Ｇ　４３０４	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　４３０９	ステンレス鋼線
ＪＩＳ　Ｈ　３１００	銅及び銅合金の板及び条
ＪＩＳ　Ｈ　３３００	銅及び銅合金継目無管
ＪＩＳ　Ｈ　４０００	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
ＪＩＳ　Ｈ　８６１０	電気亜鉛めっき
ＪＩＳ　Ｈ　８６４１	溶融亜鉛めっき
ＪＩＳ　Ｋ　２２０３	灯油
ＪＩＳ　Ｋ　２２０４	軽油
ＪＩＳ　Ｋ　２２０５	重油
ＪＩＳ　Ｋ　５６３３	エッチングプライマー
ＪＩＳ　Ｋ　６７４１	硬質塩化ビニル管
ＪＩＳ　Ｒ　３２０６	強化ガラス

改　　定

日本工業規格（ＪＩＳ）　(14/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｇ　３５２５	ワイヤロープ
ＪＩＳ　Ｇ　３５３２	鉄線
ＪＩＳ　Ｇ　３５３７	亜鉛めっき鋼より線
ＪＩＳ　Ｇ　３５５１	溶接金網及び鉄筋格子
ＪＩＳ　Ｇ　３５５２	ひし形金網
ＪＩＳ　Ｇ　４３０４	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　４３０９	ステンレス鋼線
ＪＩＳ　Ｈ　３１００	銅及び銅合金の板及び条
ＪＩＳ　Ｈ　３３００	銅及び銅合金継目無管
ＪＩＳ　Ｈ　４０００	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
ＪＩＳ　Ｈ　４１００	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材
ＪＩＳ　Ｈ　８６１０	電気亜鉛めっき
ＪＩＳ　Ｈ　８６４１	溶融亜鉛めっき
ＪＩＳ　Ｋ　２２０３	灯油
ＪＩＳ　Ｋ　２２０４	軽油
ＪＩＳ　Ｋ　２２０５	重油
ＪＩＳ　Ｋ　２２０８	石油アスファルト乳剤
ＪＩＳ　Ｋ　５６３３	エッチングプライマー
ＪＩＳ　Ｋ　６７４１	硬質塩化ビニル管
ＪＩＳ　Ｒ　３２０６	強化ガラス
ＪＩＳ　Ｒ　５２１０	ポルトランドセメント

適　　用

第2編第1章の表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材の対応JIS規格を追加

現　　行	改　　定	適　　用

日本工業規格（ＪＩＳ）　(15/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｘ　５１５０	構内情報配線システム
ＪＩＳ　Ｚ　０７０１	包装用シリカゲル乾燥剤
ＪＩＳ　Ｚ　１５０６	外装用段ボール箱
ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	包装用ポリエチレンフィルム
ＪＩＳ　Ｚ　１９０１	防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ
ＪＩＳ　Ｚ　３２８３	やに入りはんだ
ＪＩＳ　Ｚ　３８０１	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準
ＪＩＳ　Ｚ　３８４１	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準
ＪＩＳ　Ｚ　９１１１	道路照明基準

日本工業規格（ＪＩＳ）　(15/15)

番　　号	名　　称
ＪＩＳ　Ｒ　５２１１	高炉セメント
ＪＩＳ　Ｒ　５２１２	シリカセメント
ＪＩＳ　Ｒ　５２１３	フライアッシュセメント
ＪＩＳ　Ｘ　５１５０	構内情報配線システム
ＪＩＳ　Ｚ　０７０１	包装用シリカゲル乾燥剤
ＪＩＳ　Ｚ　１５０６	外装用段ボール箱
ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	包装用ポリエチレンフィルム
ＪＩＳ　Ｚ　１９０１	防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ
ＪＩＳ　Ｚ　３２８３	やに入りはんだ
ＪＩＳ　Ｚ　３８０１	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準
ＪＩＳ　Ｚ　３８４１	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準
ＪＩＳ　Ｚ　９１１１	道路照明基準
ＪＩＳ　Ｚ　９２９０－１	雷保護－第１部：一般原則
ＪＩＳ　Ｚ　９２９０－３	雷保護－第３部：建築物等への物的損傷及び人名の危険
ＪＩＳ　Ｚ　９２９０－４	雷保護－第４部：建築物内の電気及び電子システム

第2編第1章の表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材の対応JIS規格を追加